

### 第3章 特別史跡熊本城跡の概要

#### 第1節 特別史跡熊本城跡の概要

##### 1 熊本城跡の位置

熊本城は、熊本市の中心部に位置し、天正16年（1588）に肥後半国の領主として入城した加藤清正が、茶臼山丘陵全体を取り込んで築城した平山城である。

茶臼山は、阿蘇溶結凝灰岩を基盤とした火山灰堆積物からなる京町台地の南端であり、東側に高みが存在し西側に向けて緩やかに下る丘陵である。かつては、台地と一体化した丘陵であったと考えられるが、現在茶臼山が独立丘陵の体をなしているのは、大正12年（1923）の道路建設のためである。

また、熊本城は周辺の自然を城防衛に活かしており、東側の千葉城町から南側の古城町を取り囲むように坪井川が、西側を囲むように井芹川が流れ、天然の水堀となっている。



図2 熊本城跡位置図

## 2 熊本城跡の歴史

熊本城跡は、熊本市の中央、茶臼山と呼ばれる丘陵上に位置する。この地には古代あるいは中世の寺院（茶臼山廃寺）が存在していたと言われており、現在の本丸から千葉城付近にかけて多数の五輪塔残欠が見られ、本丸には中世板碑が残る。中世板碑は、現在までに天守前の「阿弥陀三尊種子板碑」（天正5年〔1577〕銘）、地蔵門脇の「釈迦立像線刻板碑」（大永2年〔1522〕銘）、午砲台の「如意輪観音図像線刻板碑」（大永4年〔1524〕銘）等、銘があるものだけで12基が確認されている。

15世紀後半、丘陵の東端に、菊池一族の出田秀信により千葉城が築城されたとされる。その後、大永～享禄年間（1521～32）に、出田氏にかわって鹿子木親員（寂心）が千葉城に入って同城を廃城とし、新たに茶臼山丘陵の南西末端に隈本城を築城した。これが現在古城と呼ばれている場所である。鹿子木氏は天文8年（1539）に豊後の大友義鎮により同城を追われ、代わって城親冬が入城した。城氏は天正15年（1587）に豊臣秀吉に降伏して明け渡すまで、3代にわたってここを居城とした。

天正16年（1588）、秀吉から肥後を与えられた佐々成政が入城するが、成政は肥後国衆一揆の責任を問われて切腹となり、同年新たに肥後半国19万5千石の領主となった加藤清正が入城した。加藤清正は、熊本城を茶臼山一帯を取り込んだ平山城に拡張し、慶長12年（1607）、新城完成に合わせて「隈本」を「熊本」へと改めたとされる。その後、寛永9年（1632）加藤氏の改易に伴って細川氏が豊前小倉より入封し、細川氏の治世は明治維新まで続いた。

明治4年（1871）7月に廃藩置県が行われ、同年8月には鎮西鎮台の設置が決定され、本営が旧花畑邸に置かれた。明治6年（1873）に鎮西鎮台は熊本鎮台へと改称し、鎮台は熊本城に置かれた。明治7年（1874）6月に熊本城は陸軍用地に編入され、熊本城本丸に鎮台本営は移転され、翌明治8年（1875）4月には歩兵第十三連隊が編成された。その後城内には明治21年（1888）の第六師団司令部をはじめ、陸軍の各種施設が設けられ終戦まで陸軍の管轄下に置かれた。なお、明治10年（1877）の西南戦争の際には薩摩軍の攻撃目標となり、その際大小天守をはじめとする本丸中心部の大半の櫓が焼失した。

明治35年（1902）、明治天皇の熊本行幸の際、熊本城は行在所となったため、従来の南坂の急傾斜を改めて行幸坂を新設した。

熊本城は、西南戦争時の災禍や陸軍によるさまざまな改変を受けてきたが、大正末頃から城跡の保存・顕彰がさげられるようになり、昭和8年（1933）年城域が史跡に、宇土櫓等13棟の建造物が国宝に指定された。その後、昭和24年（1949）の文化財保護法の成立により（前身である史跡名勝天然記念物保存法、国宝保存法及び重要美術品等ノ保存ニ関スル法律は廃止）、昭和25年（1950）史跡・重要文化財に指定され、昭和30年（1955）には特別史跡に指定された。

昭和35年（1960）の大小天守の外観復元以降、建造物や石垣の保存修理・復元整備が行われるとともに、昭和43年（1968）以降には古城地区の公有化が進められている。その後、平成9年（1997）には「熊本城復元整備計画」を策定し、西出丸一帯・飯田丸一帯、築城400

年にあたる平成19年(2007)には本丸御殿一帯の復元整備を行った。そして、平成26年(2014)には馬具櫓の復元整備が行われている。

### 3 熊本城の成立と位置付け

#### (1) 加藤氏入国前

熊本城が築城された時代は中世から近世への移行期である。安土城に始まる新興城郭技術の城郭を「織豊系城郭」と呼ぶが、城郭は土の城から石の城へと質的に転換し、石垣・礎石建物(天守・櫓・塀)・瓦葺きといった新しい技術が導入されるようになった。一方、織田・豊臣の天下統一によって小領主は淘汰、あるいは大名に吸収され、彼らの持城の小規模城郭は整理・廃城となるなど、家臣団を増大させていく大名たちの居城は大規模城郭へと発展し、一国規模の統治に相応しい拠点へと変遷を遂げていく。

織豊系城郭の九州での導入の契機は、天正15年(1587)の豊臣秀吉の九州平定である。戦後の九州仕置(国分け)で秀吉は、新興・旧族に関わらず大名の居城や支城を織豊系城郭に普請・改修させていく。

肥後国の場合、天正15年(1587)6月2日に、佐々成政に肥後統治を命じたが、九州平定段階で進軍した豊臣方が服属した国人の城を接管した可能性があり、水俣・津奈木は豊臣蔵入地として相良家家臣深水宗方を城代とするなど、肥後国内の居城や支城の形成は、秀吉の意向を直接的に強く反映したものとなった。

しかし天正15年(1587)8月、隈部親永らによる国衆一揆が勃発する。同年12月に一揆は収束したが翌年の天正16年(1588)2月に佐々成政は召還となり、秀吉は上使衆(検地奉行、浅野長吉ほか8人)を派遣して総検地を実行し、改めて肥後の国力を把握した。

天正16年(1588)5月14日に成政が切腹となり、翌15日に加藤清正が肥後国の北半分を中心に19万4千916石を領知し、南半分は小西行長が領知することになる。一揆直後でもあり経験浅い新興大名の清正・行長への支援体制が生まれ、複数の在番大名が滞在した城郭は造作され、これらは後に支城として取り立てられた可能性がある。このように、九州・肥後の統治政策は、秀吉の強力な意思と統率力により推進され、本城のほか存続させる城郭は秀吉が具体的に指示し、居城・在番を遵守させたところに大きな城郭運用の転換点がある。こうした秀吉の政策は、九州を五畿内同前として唐入り構想の軍事体制の一端に組み込むことに目的があった。この構想の下、天正19年(1591)8月の黒田長政・清正・行長への名護屋城普請の命令、そして翌年3月の清正と行長を交互に先手とした唐入りによって実行に移されることになる。

#### (2) 隈本城の築城から熊本城の完成

隈本城は肥後の国人城久基の居城であったが、天正15年(1587)の九州平定では4月16日に豊臣秀吉が入城休息したとされている。その後は佐々成政の本城となり、天正16年(1588)には加藤清正の本城として継承された。成政の時、城は中世城のまま使用されており、織豊系

城郭への大改修の余裕はなかったと考えられる。また、清正は現在古城と呼ばれる所で城づくりを始めたが、慶長4年（1599）頃には背後の台地に巨大な新城づくりに着手する。

慶長5年（1600）関ヶ原戦後の論功行賞で加藤清正は肥後一国（54万石）を拝領した。大大名となった清正は、慶長6年（1601）頃から格式に相応しい本丸の充実に努めた。また、敵対していた薩摩の島津氏や相良氏への備えとして宇土城や八代城、佐敷城、水俣城と4段構えの支城を配置して防衛力を強化するとともに、本城では飯田丸や西出丸の築造による防衛強化を急いでいたとみられる。

慶長7年（1602）以降は熊本城本丸の拡充期となる。本丸上段北東部を拡幅し長局櫓（御殿奥向）を増築。本丸西北側に空堀を追加して平左衛門丸の北西隅に五階櫓（宇土櫓）や続櫓を建造し、東竹の丸を石垣によって本格的に造営した。慶長11年（1606）になると江戸城や駿府城の手伝い普請があり、翌慶長12年（1607）には駿府城手伝い普請も終了した。この年、「今度御城出来候」として隈本の文字を熊本とする触れが出ている。また、慶長12年以降には宇土城・佐敷城・水俣城等での天守建造など、領国全体にわたる大改修が進行していた。この時期は国絵図提出を求められていた最中で、作成された絵図（慶長国絵図）には「熊本城」と記載されている。

慶長15年（1610）、名古屋城手伝い普請があり、清正は惣奉行となって小代下総守等の家臣らと天守台を担当した。この時期の熊本城は、二の丸の普請や白川の流路付替えも進行中で、同年夏には大広間（本丸御殿）と花畑屋敷の作事にも着手している。この頃には清正が描いていた当初計画の縄張りは概ね完成間近だったと考えられる。しかし、慶長16年（1611）6月24日に死去した清正はその完成を見ることはなかった。

慶長17年（1612）から元和元年（1615）の期間は、熊本城普請の最終完成期となる。徳川家光の代替り仕置きによって、慶長17年（1612）に宇土・矢部・水俣3城の破却が決定する。幼少の虎藤（忠広）が襲封するが幕府の干渉で新規大名扱いとなり、上記3支城を破却のうえ宇土・矢部の家臣団の熊本城下集住や存置した支城の城番が交替となり、支城主を独占した清正一族体制が否定されることになる。

慶長20年（1615）、大坂夏の陣で豊臣家が滅亡すると、同年6月にはいわゆる一国一城令によって居城以外の支城として残っていた南関・内牧・佐敷の三城も破却となり、八代城だけが特例として存置されることになる。慶長20年（1615）7月13日、元和に改元され、武家諸法度が発布となり新規築城の厳禁と居城修補での届出が義務化される。城郭の普請は制限され、次第に城郭の管理期に移行していくことになる。一国一城令、武家諸法度の発令は徳川の天下を推し進める幕府の強い意思の発露であったが、幕府の政策基調に適合した場合は八代城・島原城・浜田城・備後福山城などのように築城が許可された場合もあった。

一方、加藤家では幕府への手伝い普請が増加する。元和6年（1620）には大坂城の手伝い普請が開始となり千貫櫓下石垣・大手門枡形・天守台等を加藤忠広が負担することになる。さらに元和8年（1631）には江戸城天守台の手伝い普請、寛永6年（1629）にも江戸城和田倉～桜田門の間の石垣普請等で加藤家の負担は増大するばかりだった。

寛永9年(1632)6月、嫡子光正の行動から加藤忠広は改易となる。同年12月、忠広に替わり新領主として入国したのは豊前小倉藩主の細川忠利であった。寛永11年(1634)忠利は石垣増築や櫓、門の新規建築等多岐にわたる申請をしている。これは手取口や山崎口といった虎口での櫓門や櫓の建造のほか、空堀の拡幅等外縁部の普請を中心としたもので、熊本城の防衛力の補強を目指したものであった。

正保元年(1644)に幕府に提出された実施報告では、新規建造を申請した28櫓中の8櫓、12門中の3門が完了とある。中途となった理由は、同年に幕府が諸藩に命じた城絵図の提出によって大名居城を完全固定化し、以降は現状変更を不許可とするという幕府方針が明確となったことによる。つまり熊本城は最終的に細川忠利と後継の光尚によって完成し、正保段階の縄張りのまま明治維新まで管理されていくことになる。

### (3) 熊本藩内の支城と変遷

慶長10年頃の慶長国絵図によれば、本城「熊本城」のほかに「関ノ城」(南関城)、「阿蘇城」(内牧城)、「矢部城」(愛藤寺城)、「宇土城」、「八代城」、「佐敷城」、「水俣城」の7つの支城が確認できる。また、絵図や史料、遺構から天守が存在したことが確認できる支城は、関ノ城・矢部城・宇土城・八代城(麦島城)・佐敷城・水俣城がある。佐敷城・水俣城に慶長十二年銘の同じ型でつくられた軒平瓦が出土しており、宇土城では慶長十三年銘の滴水瓦が出土していることから、慶長12年(1607)に本城熊本城の枢要部の完成を待って支城の本格的整備に着手したことが想定される。

慶長16年(1611)の清正死去後に作成された「肥後之壱国内城数之事」(山口県文書館蔵「肥後国熊本世間取沙汰聞書」)に見える城名・城代・石高は以下のとおりである。萩藩隠密による聞き取りのため信憑性に若干の疑問があるが、高瀬のほか豊後の飛地領も城郭と認識されていたことが分かる。

	①八代城	3,000石	井藤新五左衛門尉	忠広代に加藤右馬允
	②宇土の城	3,500石	中川太郎平	
	③佐敷城	8,000石	加藤与左衛門尉	(本姓渋谷、元佐々成政家臣)
	④水俣城	3,500石	中川しょうけん	(中村将監の誤り)
	⑤内牧城	10,000石	加藤(右)馬允	
	⑥南の関城	10,000石	加藤たんこ	(丹後)
	⑦高瀬の城	800石	せ田又左衛門尉	*国絵図になし
	⑧矢部の城	10,000石	加藤万兵衛・長尾善政	
豊後二郡の内	⑨九重の城	2,000石	しま田助右衛門尉	
	⑩野津原城	2,000石	加藤平左衛門尉	

なお、一国一城令によって居城の熊本城と八代城を除く6支城は破却となったが、特例として存置されていた麦島にあった八代城は元和5年(1619)の地震で被害があり、北側の松江を城地に元和8年(1622)に移転が完了している。

## 4 旧城域について（絵図に見る熊本城惣構）

### (1) 熊本城の形成

熊本府と熊本城の位置関係について、「肥後国志草稿」は「飽田郡ノ内五町手永坪井村、池田手永宮内村・京町村・岩立村、横手手永横手村・筒口村・古町村、託摩郡ノ内本庄手永本庄村・本山村ナトノ地方粗府中小路ノ内ニ懸レリ」とあり、ついで「当国ノ府中ハ古モ飽田郡ノ内ニ有之タルト見ヘタリ、今横手手永田崎村・宮寺村辺古ノ府中ト云傳ヘタリ、其節ノ在庁屋敷ナドノ迹トテ今ニアリ、其外古迹多シ、其後熊本城ニ菊池氏ノ一族出田秀信と云者始テ在城シ、大永享禄ノ比ニハ鹿子木三河守親員居之、後城氏等相續テ当城ニ在居セリ、夫ヨリ次第ニ熊本辺繁栄ノ地ト成リ、寺院宮社モ多ハ此地ニ引移ス、漸々ニ国府ト成レリト見ヘタリ、熊本ト名付ル事往古ノ村名カリノ称カ未考之、前方ハ隈本ト書リトモ今ハ熊本ト書セリ」とある。

城氏時代の熊本城を「家久公御上京日記」は「(天正三年)一、二十六日辰の剋に打立、しゃう殿の城一見、□未の剋に鹿子木といへる町に出廻よふ〈後略〉」と簡潔に記すが、「長谷場越前自記」は「天正八年庚辰六月〈中略〉肥州隈本之内高橋の津に着岸也、翌日ハ城内の宮内にそ被籠、城越前守父子を始めとして地下之巧者ニ蜜談」とある。「古今肥後見聞雑記」に「城越前守茶之水とて古城二の丸之下屋敷ニ井有、至而清水也」といい、また熊本町の市日(高麗門の初市)は、友枝氏の先祖らが城氏の子息の慰みのために始めたとの伝承も古城時代のことで、わずかながら隈本の城と城下の模様を垣間見ることができる。

それまで隈本・隈本城と表現された熊本城(古城)の名は、豊臣秀吉によって熊本・熊本城と表現されるようになる。天正15年(1587)卯月15日連戦連勝の勢いで高瀬に着いた秀吉は、小早川隆景に宛てて、「当表之儀、最前岩酌城責崩、悉刎首候儀聞傳、筑前国大熊・秋月・間寺・寶万・山下、筑後国高良山、肥後国三池・小代・南関・山鹿・合志・高瀬津・熊本・宇土其外城々、或聞北、或命之御侘言申、明渡候、然間、明日殿下至熊本被移御座候、八代ニ敵有之由候間、取巻悉可討果候、」と報じ、肥後平定ののちは大隅か薩摩に向うことを告げている。卯月20日の毛利輝元宛の朱印状でも「肥後熊本事命を被助、城を請取候、彼地国のかなめ所ニ候間一兩日逗留」する旨報じている。さらに薩摩平定を終えた秀吉は、5月28日佐敷から徳川家康に宛てて薩摩を平定したこと、九州の国分の大要と九州を五畿内同前の取扱い、高麗への拠点とするなどと述べ、肥後国はよほど気にいったと見え、豊前・筑前・筑後と比して詳細に述べる。

「一肥後国、一段能国候間、羽柴陸奥ニ被下、熊本名城候条、為居城普請丈夫ニ被仰付候事、  
一豊後国、黒田勘解由被下候事  
一筑前・筑後、小早川被下候、〈後略〉」

秀吉は大勝利に気をよくしていたのであろう。肥後及び熊本城を手放しで褒めており、この時点では何よりも熊本と表現しているのが特長といえる。のちに見られるように肥後を難治の国とする考えは微塵も見られない。良き国だから羽柴陸奥に与え、居城普請を命じたと得意気

に報じたのであった。

秀吉が熊本を隈本と表現するのは、同年8月肥後の国衆一揆が報ぜられてからである。九州を統一し、さらに高麗への進出を目論む秀吉は一揆に腹を立て、成政を罵倒する。以後の秀吉書状では、羽柴侍従から陸奥守へ貶斥され、熊本も専ら隈本と称されるようになった。

秀吉の九州進出の史料としてよく使われる「九州御動座記」には「(四月)十六日 一同国隈本迄六里 但、此所は肥後国の府中也、城十郎太郎と云者相踏候、数年相拵たる名城也、五千計の大將、〈後略〉」とある、内容は5月28日付徳川家康宛書状と同一であるが、ここでは隈本と表現している。同年8月以後の熊本・熊本城の表現がすべて隈本・隈本城となっているところから見ると、「九州御動座記」はそうした事情を反映しているのかもしれない。ここでは従来隈本・隈本城と表現されていたものを、豊臣秀吉は一時期熊本と読み替えさらに国衆一揆以後は隈本に戻したのである。

秀吉が自ら一日休息した上で、「数年相拵えたる名城也」と云っているから、かなりの規模をもっていたとみていい。成政は同年8月に起きた肥後国衆一揆の責任を取らされて改易となり、翌天正16年(1588)閏5月肥後半国は加藤清正に与えられ、古城に入城した。以来隈本城は加藤清正・忠広二代の居城となる。清正は朝鮮出兵を挟んで隈本城の整備に取り掛かり慶長12年(1607)新城の竣工を見、隈本城を熊本城と改めたことになる。

## (2) 熊本城下町

加藤氏完成期の熊本城下町を物語る好資料は寛永6～8年(1629～1631)と推定される「熊本屋鋪割下絵図」、「加藤氏代熊本城之図」(『新熊本市史 別編 第一巻』)である。熊本屋鋪下割図は熊本城本丸・二の丸を中心に、東は白川から西は井芹川まで、北は出京町から南は石塘口までを含んでいる。この絵図は題箋に「先公加藤氏屋敷割之図」とあって、寛永9年(1632)に入国した細川氏が加藤氏の家臣の屋敷割図を入手したもので、細川氏家臣団の屋敷割の参考にしたものであろう。城下町全域に町家は町名が記され、武家屋敷はおおよその区画が示されている。最も詳細なのは二の丸の重臣の屋敷地でここには屋敷ごとの区画と屋敷主の名のほか「○」や「●」、「△」、「上々」、「上中」、「中の下」、の記載がある。この絵図によって寛永期の加藤氏の屋敷割を細川氏も踏襲しようとしているのが分かる。

この絵図を手がかりに熊本城下町の特徴を挙げてみよう、東は白川まで描いているが、詳細なのは東は坪井川・坪井の水堀・白川大蛇行あとの田(追廻田端)を結ぶラインから西側、西は京町の台地の崖脚から熊本城の西森本櫓から段山の土手・段山の水堀・高麗門の水堀・古町西側の坪井川・井芹川・石塘まで、北は京町台地東北の崖脚から京町北端の土居・空堀のライン、南は白川を限るラインである。実はこれが熊本城下町の初期の姿に近いのではないかとと思われるのである。

まず坪井の水堀の東側一帯は北から坪井村(城下町が形成されるまでは坪井川を用水とし、京町台下まで耕地とする農村であった。)、内坪井が城下町に編入されると、坪井村の百姓は耕地を収公されたとみえ、郷帳1573石の坪井村は840石に半減している。江戸期にはこの一

帯は湿田で坪井田端という。この絵図で坪井水堀の東千反畑の短冊形の貼紙 10 枚ほどには佐渡・右馬助などの名があり、細川氏の屋敷割りのようであるが、地目は「はたけ」となっており、新開地である。千反畑・手取・高田原も大雑把な区画、高田原中・手取中・御中間・歩之御小姓・御鷹師・御犬引の表示で新屋敷を予定しているものようである(細川氏によって開発される)。

西側の井芹川流域は田の表示があるが、この一帯は俗に本妙寺田畑と称する湿田で軍馬の乗り入れがたい地帯であった。

以上、「熊本屋敷割下絵図」は加藤氏時代の熊本城下町の姿である。北は出京町、南は白川石塘口、東は白川、西は段山～高麗門の水堀まで描かれている。これを細川時代の城下町絵図と対比してみると、城郭・主要街道・町割りは既に加藤氏時代に出来あがっており、細川氏は加藤氏の熊本城下町を踏襲し、不足する分についてだけ外に新たに町を拡張していった。迎町・外坪井・新出町の商家、新屋敷・本山の屋敷町はこうして形成されていった。

### (3) 熊本城下町のいくつかの特徴

①古城の水堀により、城郭部分と城下町を分けし、城郭部分は、高石垣と堀で防備、天守を始めとする櫓群を配置、政庁・上級家臣の邸宅、武家屋敷を配置した。街道筋に町人の町を設定した。

②城下町と在は水堀または空堀もしくは構口で分けする。東部は坪井の水堀で内坪井(武家屋敷)と区分し、慶長4年(1599)坪井町(町家)に城下の市店を設けたという。立田口の構口により在(坪井村)を区分、百姓地は徐々に軽輩・小者の長屋・屋敷となり、周辺は寺社用地となる。城北部は城郭と京町を空堀(新堀)で区分、古京町の町人を移して街道筋に、町人町周辺に屋敷地、端に寺院地が設けられる。京町本丁をはさんで宇土小路・柳川丁が形成されるのは関ヶ原の戦いで小西・立花氏が改易され、その家臣が召抱えられたからである。西部は段山～高麗門の水堀・土手で新町と区分し、高麗門によって区分する。高麗門遺跡出土の「慶長四年八月吉日」銘の滴水瓦により水堀・土手・門が清正が朝鮮から帰還して間もない時期の普請と分かる。

③白川の蛇行部分をカットして、城下に編入、詫麻郡山崎村の百姓を坪井村に移す。河川敷の痕跡は田地となり追廻田畑と呼ばれて、飽田郡坪井村に属した。

④坪井川を引き回して井芹川と合流し、清正は天正16年(1588)古町村の旧国府の町人・寺社を移住させて古町を形成したという。古町は中核に寺院を擁する方一丁の街区が碁盤状に整然と区画された町で、坪井川の舟運を利用した。相当に繁昌したとみえ、天正19年(1591)には細工町の住人を末町に移し、大商人18人を招聘し、間口5～10間の店を割渡したという。

⑤出京町は加藤氏時代家臣団の増大による屋敷地不足解消のため、京町の町人を移動させて新規に作成されたものと見え、京町の北辺を区画する空堀・土居・構口の外に造成されており、在との境は構口だけの簡単なものである。

#### (4) 熊本城下町の拡大

細川氏は入国後、熊本城を修復したのをはじめ、熊本城周辺の侍小路を整備した。寛永10年(1633)8月5日付の「肥後国隈本城廻り普請仕度所目録」には普請箇所として、京町口土橋より東西の空堀、古坪井出口新門、段山口門のほか、塩屋町口門脇、長六橋南北橋口、三町目門脇などをあげている。

細川氏は侍屋敷の不足を補うため新しい侍屋敷を東部及び東南部に求めた、東部の坪井地区は加藤氏時代から新しく開発されたところである。坪井村は京町台地の東部に広がる坪井田畑と呼ばれる氾濫原(低湿地)であるが、熊本城に隣接するところから開発されたらしく内坪井が開かれ、加藤清正は慶長4年(1599)坪井村の住民を竹部に移して、市店を造成したという。豊後街道に沿って町屋が造られたのであろう。細川氏は寛永13～15年(1636～1638)にかけて、本坪井町の東南の田地を開発して、御長柄小路・持筒小路・弓丁などの下級武士の屋敷を造成した。寛永15年(1638)にはそれまで坪井村百姓地であった長岡監物下屋敷6反1畝余・長岡勘解由下屋敷4反9畝余が引き渡された。子飼の春光院(享保17年〔1732〕松雲院と改め、境内の売店はのち松雲院町を形成)も寛永15年府中に繰り込まれた。また子飼では極楽寺丁が下級武士の屋敷とされたほか、寛永19年(1642)6月立田口杉馬場の北に、1町1反2畝の侍屋敷が造成された。

寛文12年(1672)2月坪井村の百姓に家立料を与えて他へ移し、その屋敷地を家中侍屋敷とした。子飼の極楽寺丁近辺の白川端に細川形部・沼田勘解由下屋敷が出来、宝暦期には春光寺奥に長岡右門屋敷ができ、南東にかけて下級武士の屋敷ができた。

高田原・手取の白川端に下級武士の屋敷が造成された。追廻田端は古くは坪井村の田地であったが、其周辺にも侍屋敷の造成が見られた。

一方侍屋敷の山崎の続きにあった町屋の宝町・新大工町は寛永20年(1643)長六橋の先に町ごと移され、あとは侍小路となった。

#### (5) 熊本城惣構について

「公私便覧」は熊本曲輪内道規之事として、東西壺里 南北壺里余、櫓十八ヶ所・櫓門六ヶ所・冠木門七ヶ所、橋十三、坂三十一を上げている。

「肥藩叢録」は東西を立田口より石塘口まで一里七町十間五尺、南北を出町口より御船口まで一里九町十八間四尺とし、在との境界を次のように云う。

東	長六橋より立田口まで	二十四口
北	立田松雲院より池亀口まで	五口
西	井芹口より高麗門まで	十口
南	一駄橋口より古町金屋町口まで	五口

時代により曲輪の拡大が見られることは前述の通りで、例えばおなじく立田口といっても、近世初頭は本坪井町の構、現立田口大神宮を指し、町絵図の杉並木はここから始まるのに対して、後期には立田松雲院あたりを指し杉並木もここから始まっている。城下町の北端にしても、初期には出京町の構口が北辺であったのに、宝暦期以後は新出町まで曲輪に取り込んでいる。こうして古くは二里余とされた惣曲輪は後期には三里三町十七間に拡大された。

上記の四口は城下町と在を区分するものであるが、詳細があきらかでない。別の記録によってみると、高田原井手口より立田大江渡七口、井芹口より新堀口六口、陣橋より高麗門四口、一駄橋より石塘口桶屋町口二口、長六橋より井手口西岸寺前三口、京町・池亀二口、西寺原口・隈府口二口、米屋町口・金屋町口二口は侍大将の担当する所であった。

曲輪内の警備のため、構口・須戸口の要所々々には辻番所が置かれた。

昼一人・夜二人 有明燈	流長院構口・新堀門・出京町構口・長岡監物屋敷下 住江甚右衛門・一丁目・長六橋構口
辻番三人・昼夜一人・有明燈	高麗門・慶宅坂上門・新三丁目御門・長岡図書屋敷 棒庵坂上・大木弥助屋敷・帯刀屋敷下
辻番四人昼一人夜二人・有明燈	山崎口・下馬橋・同所辻・同南辻・追廻田畑木戸口 同辻二ヶ所・同北辻

熊本曲輪内外は構口・須戸口と辻番所によって昼となく夜となく警衛されており、他国の六十六部・虚無僧・巡礼・猿回し・諸芸人などは街道のほか小道へ入ることも禁ぜられたという。

#### 〈参考文献〉

- ・新熊本市史編纂委員会『新熊本市史 通史編 第三卷近世Ⅰ』（熊本市、2001）
- ・熊本県立第一高等学校編『隈本古城史』（熊本県立第一高等学校、1984）
- ・財団法人熊本開発センター『フィールド・ミュージアム熊本城』（1989）
- ・八代市立博物館未来の森ミュージアム編『秀吉が八代にやって来た』（2013）
- ・「肥藩叢録」『新熊本市史 史料編 第四卷近世Ⅱ』（1996）
- ・「御城外御櫓冠木門・須戸御番所数・御道具并橋数御国東西南北道程・御領分町在人数・村数・宿馬船数帳」『新熊本市史 史料編 第四卷近世Ⅱ』（1996）

## 5 熊本城に関する資料

熊本城に関する資料は膨大であり、ここで全てを掲載することは出来ないが、復元整備等の際の根拠資料として使用したものなど、代表的なものを以下に掲載する。

### ①文献

- 慶長 5 年 (1600) 10 月 26 日付「加藤清正書状」(群馬県立歴史博物館寄託)  
慶長 16 年 (1611) 7 月 10 日「肥後国熊本様子聞書」(山口県文書館所蔵)  
慶長 17 年 (1612) 頃「肥後国熊本世間取沙汰聞書」(山口県文書館所蔵)  
寛永 14 年 (1637) 3 月「平左衛門尉元屋敷家御材木覚帳」「平左衛門尉元屋敷家御材木  
目録之事」、「平左衛門屋敷之家大小六軒并竹之御丸御台所こわ  
し申工手間大廻り之運賃ノ覚」(永青文庫所蔵)  
寛文 6 年 (1666) 2 月 12 日「御城分間」(永青文庫所蔵)  
延宝 8 年 (1680)「石垣秘伝之書」(熊本市所蔵)  
江戸中期「御天守密書」(永青文庫所蔵)  
江戸時代「熊本城廻目録」(永青文庫所蔵)  
江戸時代「部分御旧記 城郭部」(永青文庫所蔵)  
江戸時代「御自分御普請」(永青文庫所蔵)  
明治 3 年 (1870)「(熊本城廢隳意見書)」  
明治 15 年 (1882)「熊本鎮台戦闘日記」  
明治 22 年 (1889)「震災ニ関スル諸報告」(宮内公文書館所蔵)

### ②絵図・地図

- 慶長 17 年頃「〔肥後熊本城略図〕」(山口県文書館所蔵)  
寛永 6～8 年「熊本屋鋪割下絵図」(熊本県立図書館所蔵)  
寛永 11 年 (1634)「肥後国熊本城普請仕度所絵図」(熊本県立図書館所蔵)  
江戸時代「平山城肥後国熊本城廻之絵図」(熊本県立図書館所蔵)  
江戸時代「肥後国熊本城廻之絵図」(熊本県立図書館所蔵)  
江戸時代「熊本城図」(永青文庫所蔵)  
江戸時代「御城図」(永青文庫所蔵)  
明和 6 年 (1764) 頃「御城内御絵図」(熊本市所蔵)  
寛政 4 年 (1792) 頃「御奉行所図」(永青文庫所蔵)  
寛政 10 年 (1798)「御天守方御間内之図」(熊本県立図書館所蔵)  
江戸時代「時習館并東西榭絵図」(永青文庫所蔵)  
江戸時代「熊本城図」(永青文庫所蔵)  
明治時代「熊本城之図」(永青文庫所蔵)  
明治 11 年 (1878) (明治 25 年写)「両軍配備図」(熊本博物館所蔵)  
明治 12 年 (1879) (一部明治 9 年頃)「熊本城郭及市街之図」(国立国会図書館所蔵)

明治 13 年 (1880) 「熊本全図」 (熊本県立図書館所蔵)

明治 22 年 「熊本城千式百分一図」 (「震災ニ関スル諸報告」所収、宮内公文書館所蔵)

### ③古写真

数寄屋丸からみた大小天守ほか 13 点 (富重写真所蔵)

数寄屋丸からみた大小天守・加藤神社ほか 3 点 (東京国立博物館所蔵)

棒庵坂下より本丸北面を望むほか 6 点 (東京都写真美術館所蔵)

数寄屋丸からみた大小天守ほか 3 点 (宮内庁書陵部所蔵)

棒庵坂下より本丸北面を望む (横浜開港資料館所蔵)

数寄屋丸からみた大小天守・加藤神社ほか 5 点 (長崎大学付属図書館所蔵)

数寄屋丸からみた大小天守ほか 1 点 (長崎市立博物館所蔵)

数寄屋丸からみた大小天守・加藤神社ほか 4 点 (ライデン大学所蔵)

二の丸から西出丸を望むほか 13 点 (プリンストン大学所蔵)

書物櫓と下馬橋ほか 9 点 (熊本城顕彰会所蔵)

南坂下から飯田丸、数寄屋丸、天守を望む (熊本市所蔵)

以上のほか、熊本博物館蔵、熊本県立図書館蔵、個人蔵のもの等がある。

## 第2節 特別史跡熊本城跡の指定の経緯と理由

### 1 指定の経緯

特別史跡熊本城跡に関する指定の状況は次のとおりである。(原文はタテ書き)

#### 〈史跡〉

#### (1) 昭和8年(1933)指定

◎文部省告示第59号 (官報 昭和8年2月28日 第1847号)

史蹟名勝天然紀念物保存法第1条に依り左の通指定す

昭和8年2月28日

文部大臣 鳩山 一郎

第1類

史蹟

名称	地名	地域
熊本城	熊本県熊本市本丸町	1番内実測2町3段8畝16歩4合3勺、自1番の1至1番の5
	同 二の丸町	1番内実測1段4畝9歩4合8勺、1番の4内実測5畝 16歩5合8勺、2番内実測3畝25歩2合、3番内実測1段3畝15歩 5勺、4番
	同 千葉城町	1番内実測28歩6合5勺、2番の3、自4番至6番
	同 古京町	1番の1、1番の2、2番の1
	同 新堀町	自40番の1至40番の4
	同 宮内町	1番の1、自2番の3至2番の7
	同 古城町	1番の2、2番内実測1段6畝14歩5合5勺、1番の1、5番
	同 新桶屋町	自38番至41番
	同 段山町	自28番至30番、31番の1、31番の2、32番の1、32番の2、32番の4、 32番の6、32番の8、32番の9、32番の14、32番の16、自32番 の18至32番の23、33番の1、33番の2、自34番至38番、36番の 3、39番の1
	同 島崎町大字	自166番の1至166番の6
	同 宮内字段山 同字的場	自6番の1至6番の4、61番、61番の1 坪井川錦橋南側より古城町5番地先に至る間の河川敷

#### 説明

元茶白山と稱せし丘陵を中心とし舊千葉城址及古城の地域に亘り加藤清正慶長六年より同十二年に至るまで凡そ七年を費やして築きたる名城なり後細川氏此の地に移封せられ多少改修せるところありしが明治十年西南の役陸軍少将谷干城之を死守し櫓樓多々焚毀したるも猶宇土櫓をはじめ十二の舊城門倉庫等今日に存せるあり石垣及城壕等多く舊規を保てり

## 指定の事由

保存要目史蹟の部第四に依る

## 保存の要件

公益上必要已むを得ざる場合の外現状の變更は之を許可せざることを要す  
舊城と関係ある建物は應急の修理と雖も十分の注意を要す

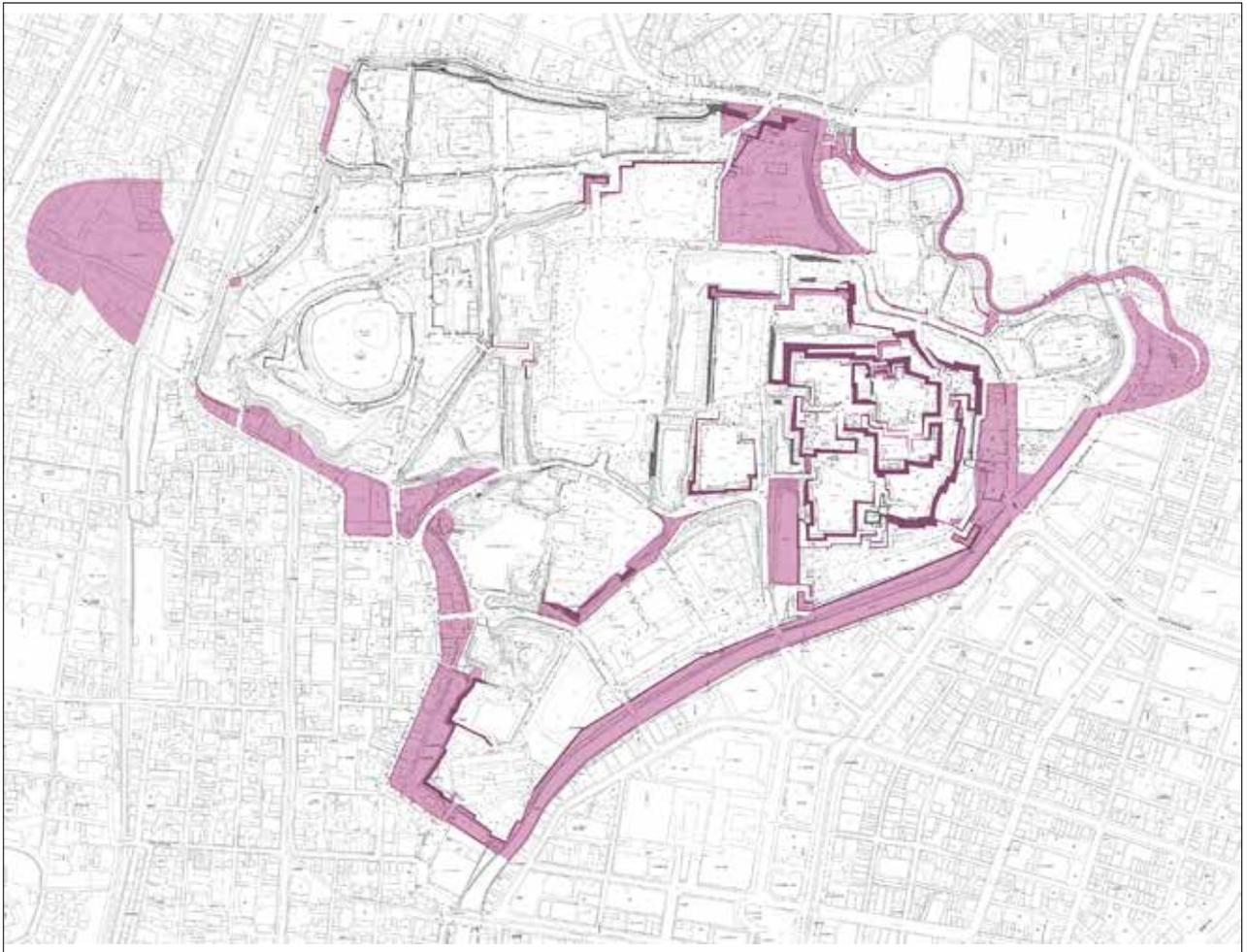


图 3 昭和 8 年指定範圍図

(2) 昭和 15 年 (1940) 追加指定

◎文部省告示第 533 号 (官報 昭和 15 年 8 月 14 日 第 4082 号)

史蹟名勝天然紀念物保存法第 1 条に依り昭和 8 年 2 月文部省告示第 59 号を以て指定したる史蹟熊本城の地域に左記地域を追加する

昭和 15 年 8 月 14 日

文部大臣 橋田 邦彦

名称	地名	地域
熊本城	熊本県熊本市古城町	1 番
	同 古京町	1 番の 4、1 番の 5
	同 宮内町	1 番の 3
	同 新堀町	40 番の 3、40 番の 6

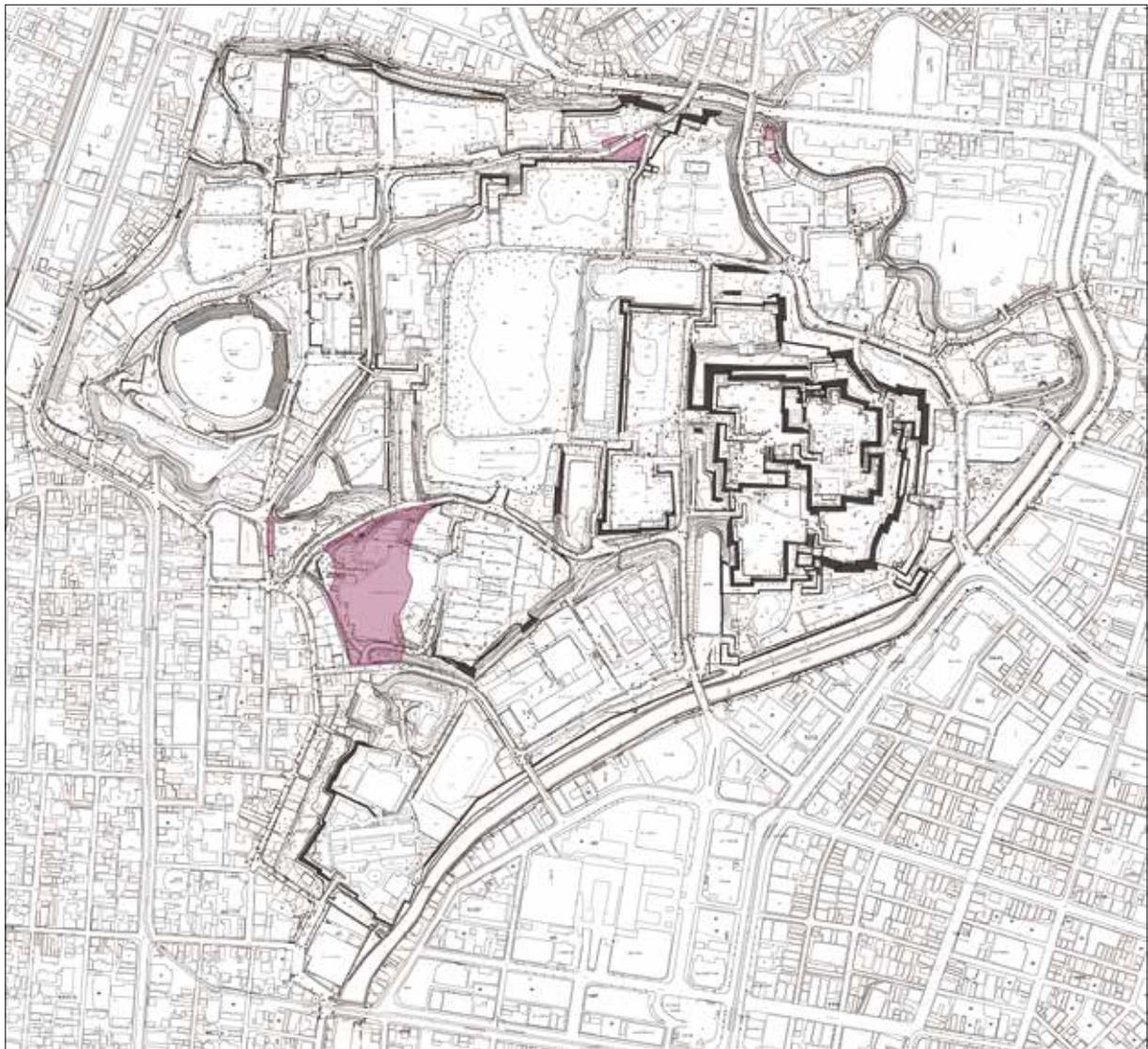


図 4 昭和 15 年追加指定範囲図

(3) 昭和 27 年（1952）名称変更

◎文化財保護委員会告示第 6 号（官報 昭和 28 年 2 月 4 日 第 7822 号）

昭和 27 年 11 月 22 日付をもって、左表上欄に掲げる史跡熊本城の名称を同表下欄のように改めた。

昭和 28 年 2 月 4 日

文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

上 欄				下 欄
種 別	名 称	指 定 告 示	所 在 地	名 称
史跡	熊本城	昭和 8 年 2 月 28 日 文部省告示第 59 号	熊本県熊本市	熊本城跡

(4) 昭和 27 年（1952）追加指定

◎文化財保護委員会告示第 23 号（官報 昭和 29 年 7 月 30 日 第 8272 号）

文化財保護法の一部を改正する法律（昭和 29 年法律第 131 号）による改正前の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、昭和 27 年 11 月 22 日付をもって、史跡熊本城跡（昭和 8 年文部省告示第 57 号及び昭和 15 年文部省告示第 533 号）の地域に左記の地域を追加指定した。

昭和 29 年 7 月 30 日

文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

名 称	所 在 地	地 域
熊本城跡	熊本県熊本市本丸町	1 番地（昭和 8 年文部省告示第 59 号で告示した地域及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定に基き合衆国軍隊が使用する区域を除く。） 1 番地（昭和 8 年文部省告示第 59 号で告示した地域を除く）
	同 二ノ丸町	1 番地の 3、1 番地の 4（昭和 8 年文部省告示第 59 号で告示した地域を除く。）、1 番地の 5
	同 宮内町	1 番地

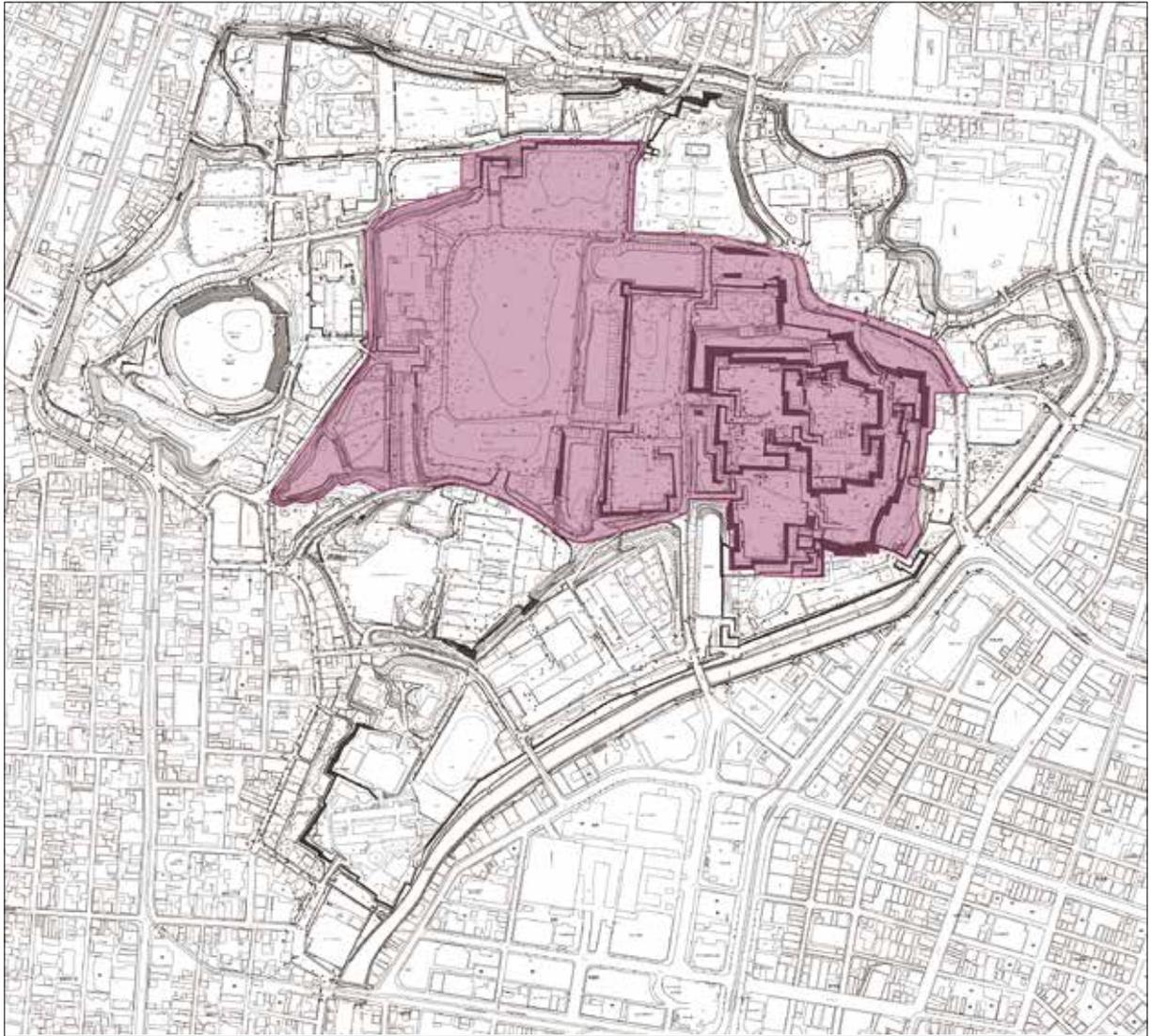


図5 昭和27年追加指定範囲図

(5) 昭和30年（1955）追加指定

◎文化財保護委員会告示第65号（官報 昭和30年12月29日 第8700号）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、史跡熊本城跡（昭和8年文部省告示第59号、昭和15年文部省告示第533号及び昭和29年文化財保護委員会告示第23号）の地域に次の地域を追加指定する。

昭和30年12月29日

文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

名称	所在地	地域
熊本城跡	熊本県熊本市本丸町	1番の内実測6281坪1065

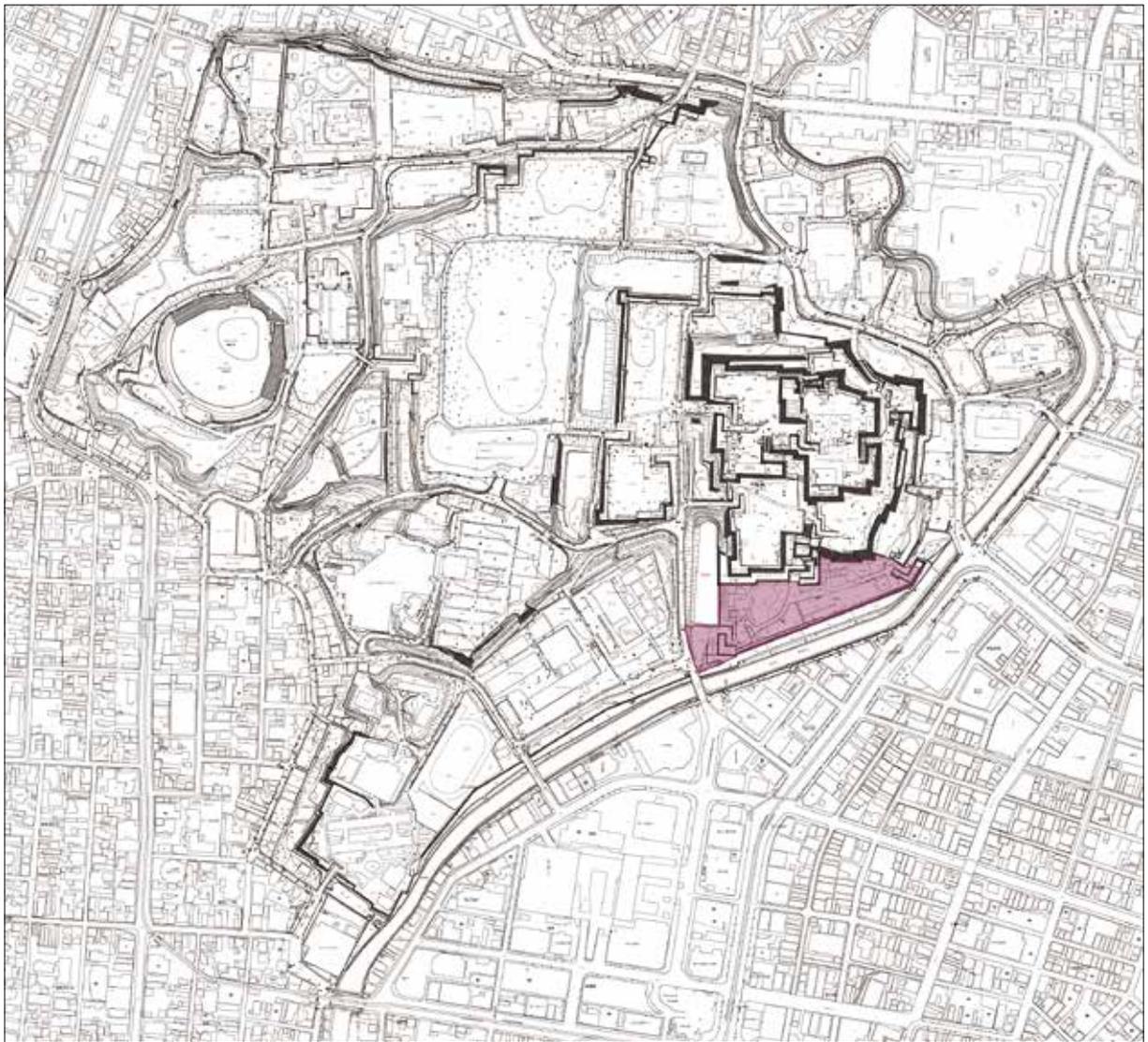


図 6 昭和 30 年追加指定範囲図

(6) 昭和 30 年（1955）特別史跡指定

◎文化財保護委員会告示第 66 号（官報 昭和 30 年 12 月 29 日 第 8700 号）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 2 項の規定により、次の史跡を特別史跡に指定する。

昭和 30 年 12 月 29 日

文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

種 別	名 称	指 定 告 示	所 在 地
史跡	熊本城跡	昭和 8 年文部省告示第 59 号、昭和 15 年文部省告示第 533 号、昭和 29 年文化財保護委員会告示第 23 号及び昭和 30 年文化財保護委員会告示第 65 号	熊本県熊本市

(7) 昭和 37 年 (1962) 一部指定解除

◎文化財保護委員会告示第 16 号 (官報 昭和 37 年 4 月 16 日 第 10595 号)

文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 71 条第 1 項の規定により、特別史跡熊本城跡 (昭和 8 年文部省告示第 59 号、昭和 15 年文部省告示第 533 号、昭和 28 年文化財保護委員会告示第 6 号、昭和 29 年文化財保護委員会告示第 23 号、昭和 30 年文化財保護委員会告示第 65 号および昭和 30 年文化財保護委員会告示第 66 号) について、次の地域にかかる特別史跡および史跡の指定を解除する。

昭和 37 年 4 月 16 日

文化財保護委員会委員長 河原 春作

名称	所在地	地域
熊本城跡	熊本県熊本市古城町	1 番、1 番の 1、1 番の 2
	同 宮内町	1 番の 3、2 番の 3、2 番の 4、2 番の 5、2 番の 6、2 番の 7
	同 新桶屋町	38 番、39 番、40 番、41 番
	同 段山町	28 番、29 番、30 番、31 番の 1、31 番の 2、32 番の 1、 32 番の 2、32 番の 4、32 番の 6、32 番の 8、32 番の 9、 32 番の 14、32 番の 16、32 番の 18、32 番の 19、32 番の 20、32 番 の 21、32 番の 22、32 番の 23、33 番の 1、33 番の 2、34 番、35 番、 36 番、36 番の 3、37 番、38 番、39 番の 1
	同 島崎町大字 宮内字的場	6 番の 1、6 番の 2、6 番の 3、6 番の 4、61 番、61 番の 1
	同 大字宮内 字段山	166 番の 1、166 番の 2、166 番の 3、166 番の 4、 166 番の 5、166 番の 6
	同 古京町	1 番の 4、2 番の 1
	同 新堀町	40 番の 1、40 番の 2、40 番の 3、40 番の 4、40 番の 5、 40 番の 6
	同 千葉城町	2 番の 3、4 番、5 番、6 番 坪井川のうち錦橋から六工橋までおよび千葉城橋から厩橋までの河川敷、 千葉城町 2 番の 3 東側沿い六工橋から千葉城橋に至る坪井川旧河川敷

一部解除理由

既に地貌が著しく変化し、城跡としての特徴を失っている部分について解除するものである。

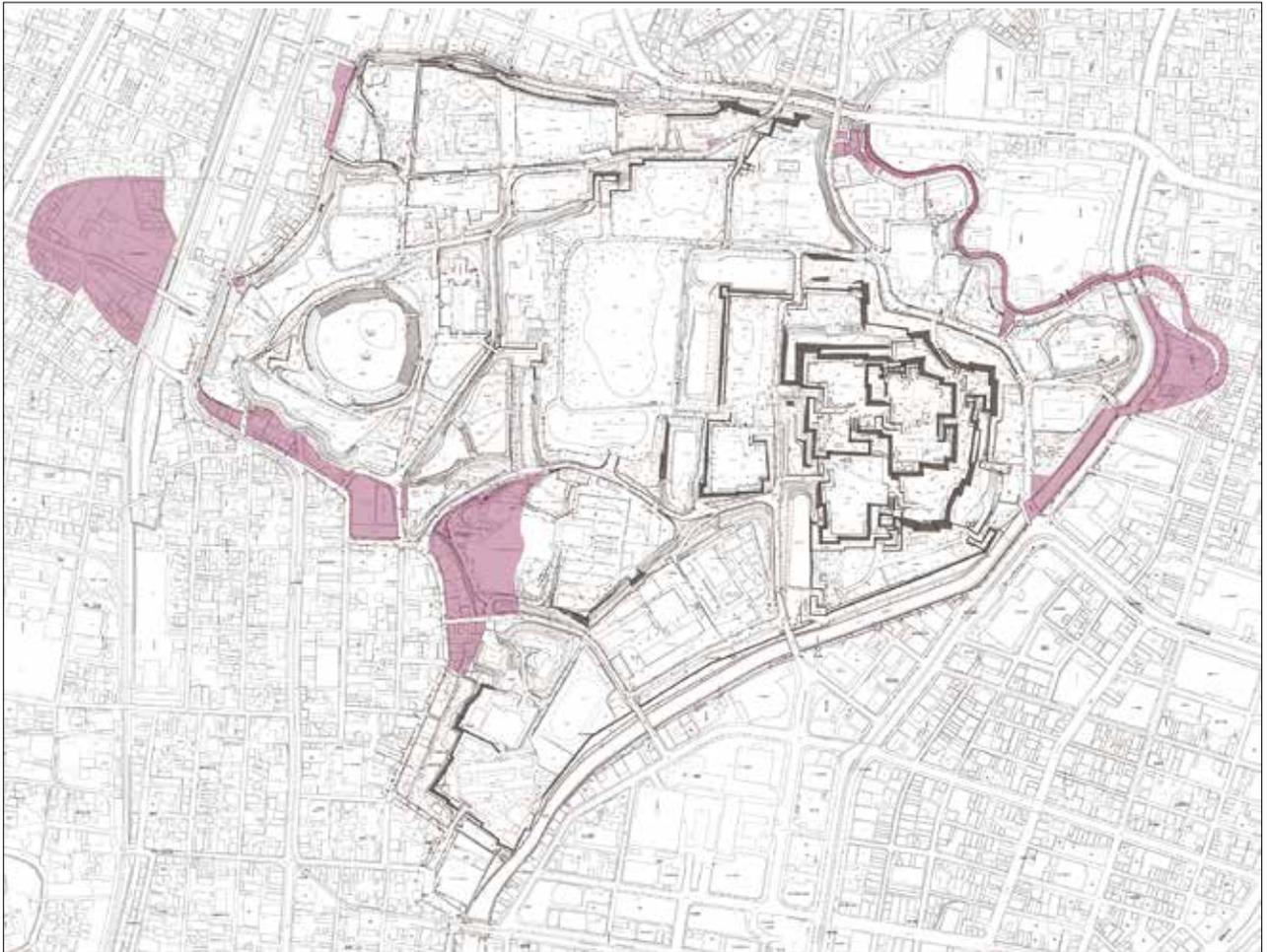


図7 昭和37年一部指定解除範囲図

(8) 昭和58年(1983)追加指定ならびに一部指定解除

◎文部省告示第40号(官報 昭和58年3月31日 号外特第5号)

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項、同条第2項及び第71条第1項の規定により、特別史跡熊本城跡(昭和8年文部省告示第59号、昭和15年文部省告示第533号、昭和28年文化財保護委員会告示第6号、昭和29年文化財保護委員会告示第23号、昭和30年文化財保護委員会告示第65号、昭和30年文化財保護委員会告示第66号及び昭和37年文化財保護委員会告示第16号)の指定地域について、地域を追加して指定し、及び指定地域の一部を解除して次の表に掲げるとおりとする。

昭和58年 3月31日

文部大臣 瀬戸山 三男

名称	所在地	地域
熊本城跡	熊本県熊本市古京町・古城町・千葉城町	別図のとおり(図8)

〔註記〕

イ 追加指定

1. 熊本市古城町 2 番の一部（昭和 32 年 3 月文化財保護委員会に答申）
2. 熊本市古京町 1 番 43、同 2 番 22 のうち 2 ヶ所（昭和 44 年 3 月文部大臣に答申）

ロ 一部指定解除

熊本市千葉城町 3 番 16 所在の石垣の一部が国道 3 号線（当時、現県道四方寄熊本線）改良工事によって失われたので、この若干の部分の指定を解除（昭和 44 年 3 月文部大臣に答申）

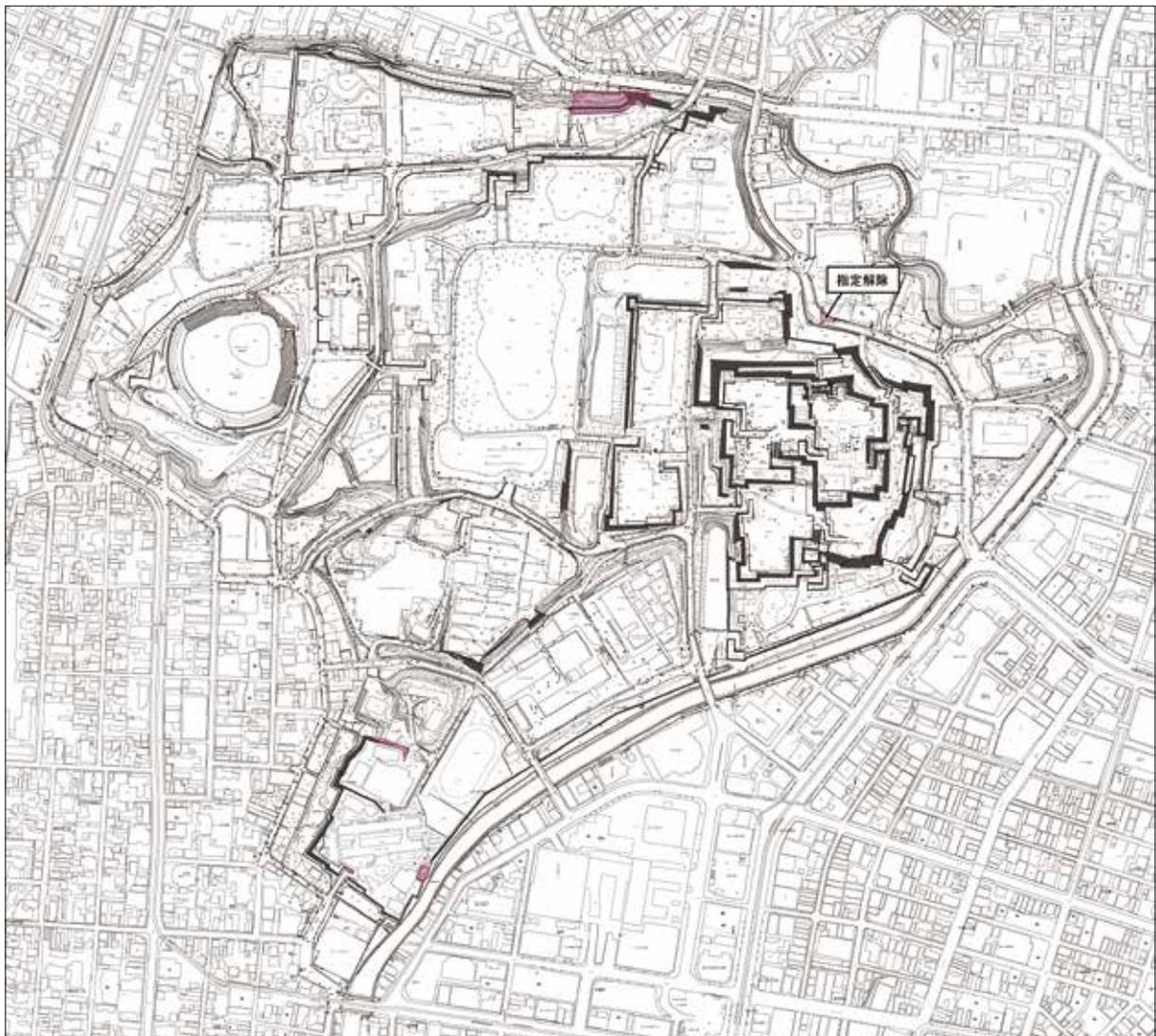


図 8 昭和 58 年追加指定ならびに一部指定解除範囲図

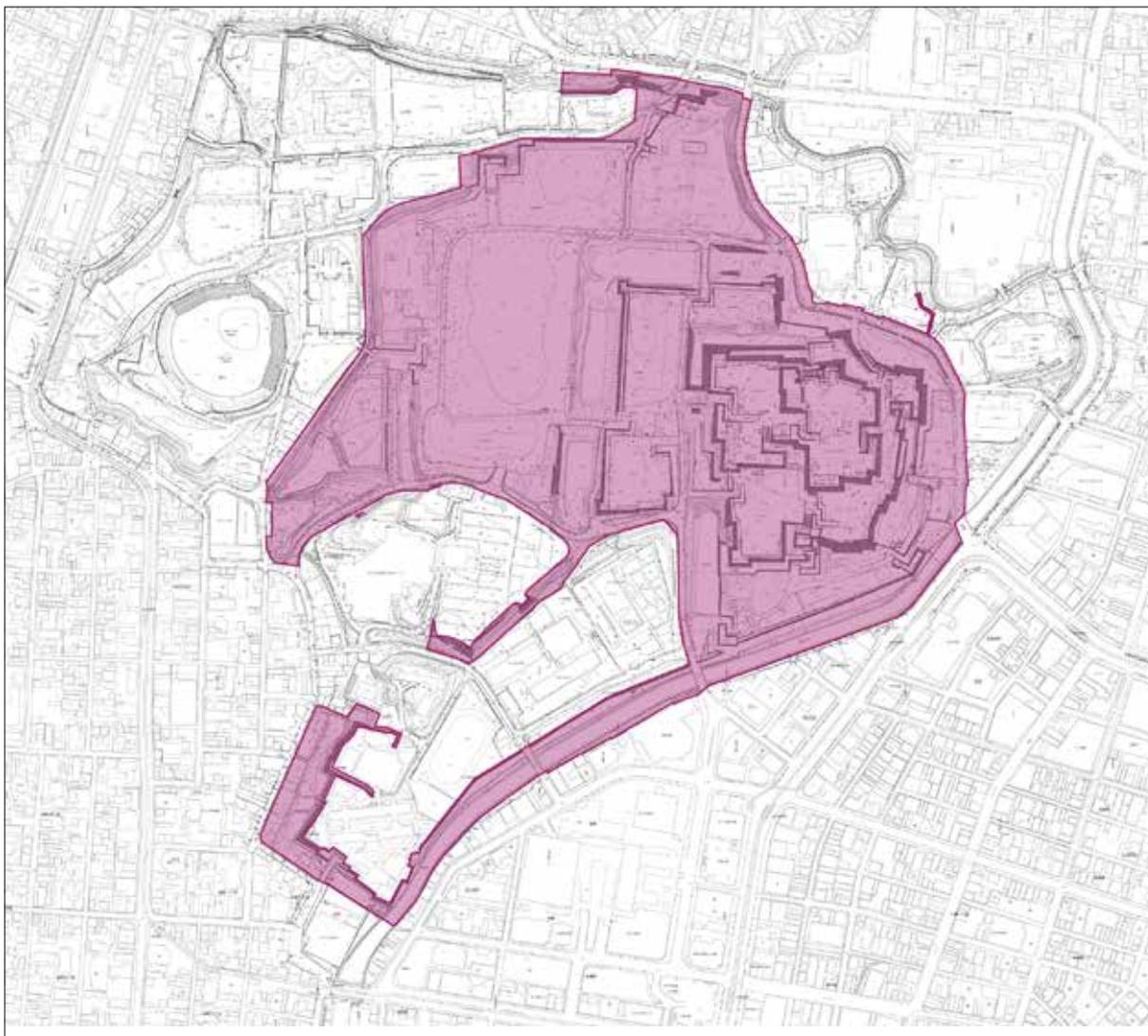


図9 昭和58年指定範囲図

(9) 平成17年(2005)追加指定

◎文部科学省告示第25号(官報 平成17年3月2日 号外第43号)

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項、及び第2項の規定により、次の表の地域を追加して指定する。

平成17年3月2日

文部科学大臣 中山 成彬

名称	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	所有者等
熊本城跡	熊本県熊本市古京町1-35	14805.44	国有地(市へ無償貸付)
	1-58	14669.99	熊本市
	1-59	13073.87	熊本市(熊本博物館)
	1-60	32568.31	熊本市
	1-4の一部	195.70	熊本市
	熊本市道	2261.97	熊本市
無番地	5337.74	国有地(市へ無償貸付)	

## 備考

別図は省略し、その図面を熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

## 追加指定理由

- ア 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部二による。
- イ 説明 肥後一国の領主となった加藤清正によって築城された城跡で、宇土櫓を始め多くの重要文化財の建物が残る。今回熊本城跡北西部の三の丸と呼ばれ、旧細川刑部邸や市立博物館が所在している武家屋敷跡部分を追加指定する。

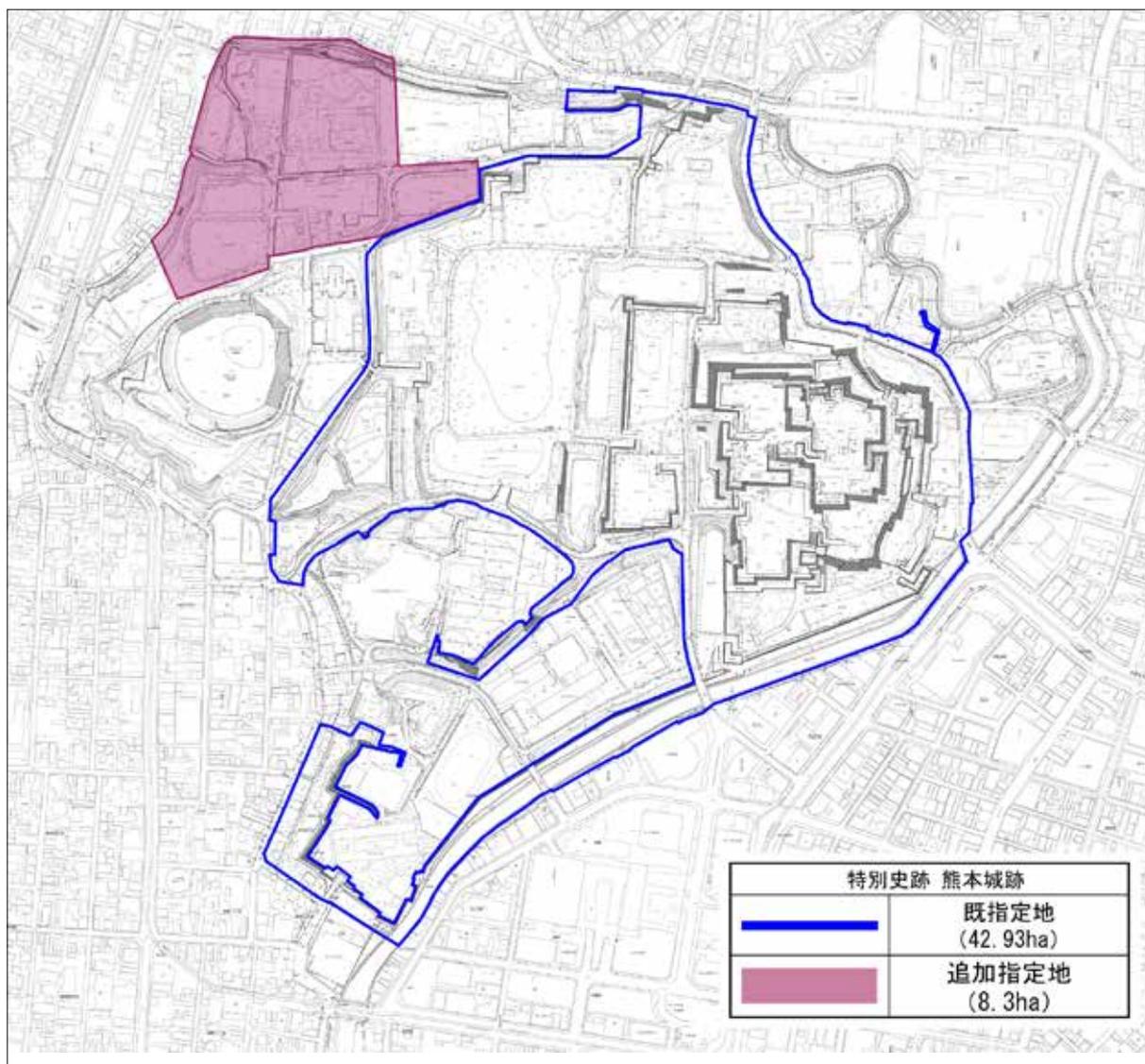


図10 平成17年追加指定範囲図

以上、特別史跡熊本城跡の指定経緯については（1）から（9）まで複雑な変遷を辿った。  
平成 29 年度現在の特別史跡熊本城跡の指定範囲は【図 11】のとおりとなる。

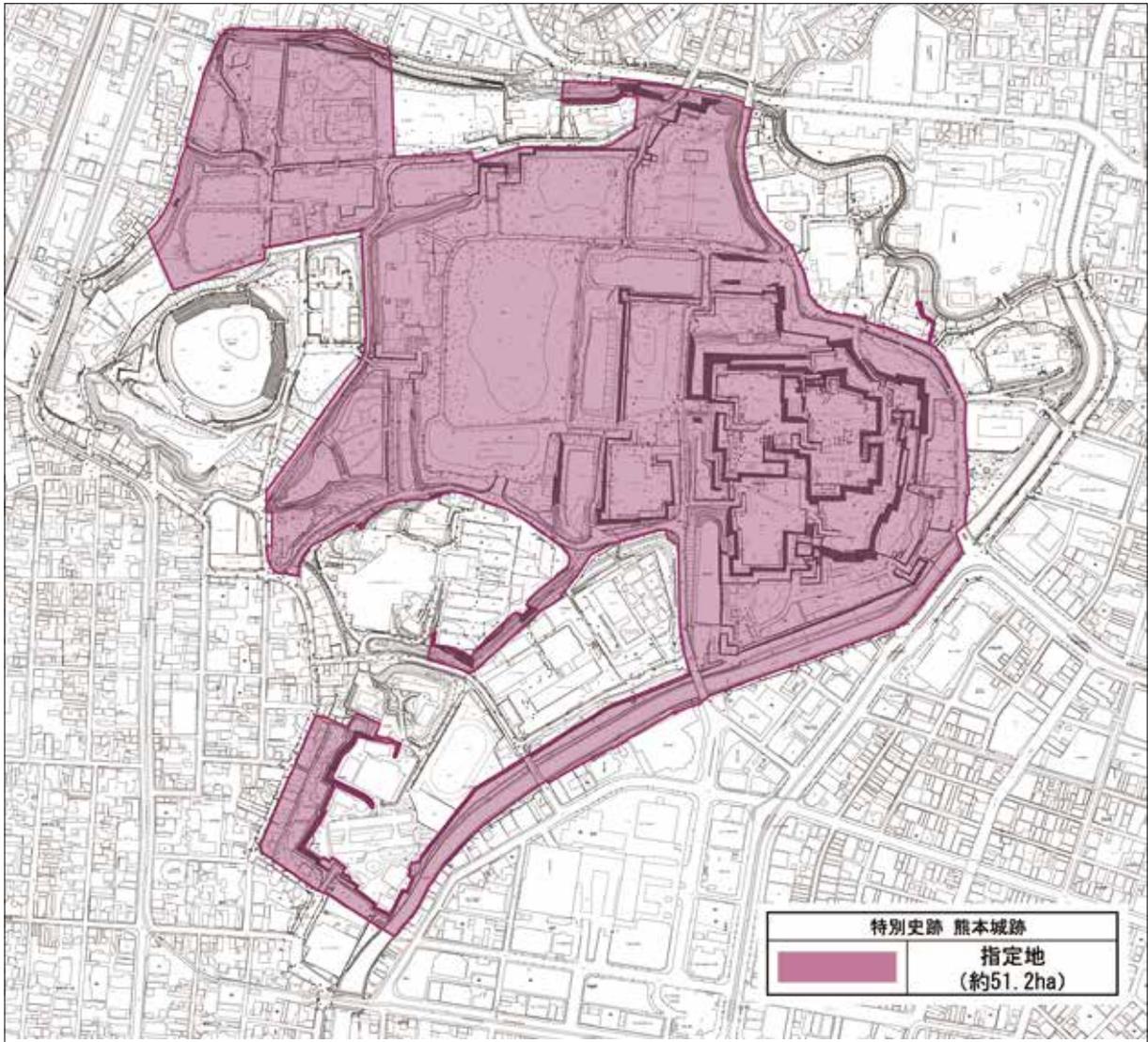


図 11 平成 29 年度現在の指定範囲図

〈建造物〉

重要文化財の指定

◎文部省告示第 14 号 (官報 昭和 8 年 1 月 23 日 第 1817 号)

国宝保存法第 1 条に依り左記の建造物を国宝に指定す

昭和 8 年 1 月 23 日

文部大臣 鳩山 一郎

名 称	構 造 形 式	所 有 者	所 在 地
熊本城	宇土櫓 三層櫓 (内部五層、地下一層) 附属続櫓単層、二階櫓重層、 屋根総本瓦葺	国	熊本県熊本市本丸町、 二ノ丸町
	源之進櫓 単層矩折櫓、屋根本瓦葺		
	四間櫓 単層櫓、屋根本瓦葺		
	十四間櫓 単層櫓、屋根本瓦葺		
	七間櫓 単層櫓、屋根本瓦葺		
	田子櫓 単層櫓、屋根本瓦葺		
	東十八間櫓 単層櫓、屋根本瓦葺		
	北十八間櫓 単層矩折櫓、屋根本瓦葺		
	五間櫓 単層櫓、屋根本瓦葺		
	不開門 脇戸付櫓門、屋根左端入母屋造 右端切妻造、本瓦葺		
	平櫓 単層櫓、前面一部附庇、 屋根本瓦葺		
	監物櫓 (新堀櫓) 単層櫓、屋根本瓦葺	熊本県	
	長堀 252.73m (834 尺) 屋根棧瓦葺	国	

〔註 記〕

上記表では監物櫓の所有者は熊本県となっているが、現在は国所有である。

## 2 管理団体指定の経緯

〈史跡〉

### (1) 昭和 26 年（1951）指定

◎文化財保護委員会告示第 3 号（官報 昭和 26 年 10 月 6 日 第 7430 号）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 72 条第 1 項の規定により、熊本市を史跡熊本城を管理（復旧を含む。）すべきものとして昭和 26 年 10 月 6 日付をもって指定した。

昭和 26 年 10 月 13 日

文化財保護委員会委員長代理 矢代 幸雄

※本告示による管理団体の管理すべき地域について

本告示には対象地番が示されていないものの、昭和 40 年（1965）の管理団体指定（後述）に際しての協議書等において『昭和 8 年、同 15 年の指定地域については、「さきに熊本市が管理団体に指定され、その管理を行っているが、昭和 29 年、同 30 年に追加指定された地域については、その保存上、昭和 8 年、同 15 年に指定された地域と統一して管理させることが適切であると認められるので」熊本市を管理団体として指定する』との文言がある。

このことから、本告示は、それ以前に指定（昭和 8 年、同 15 年指定）された地域全域を対象としている。

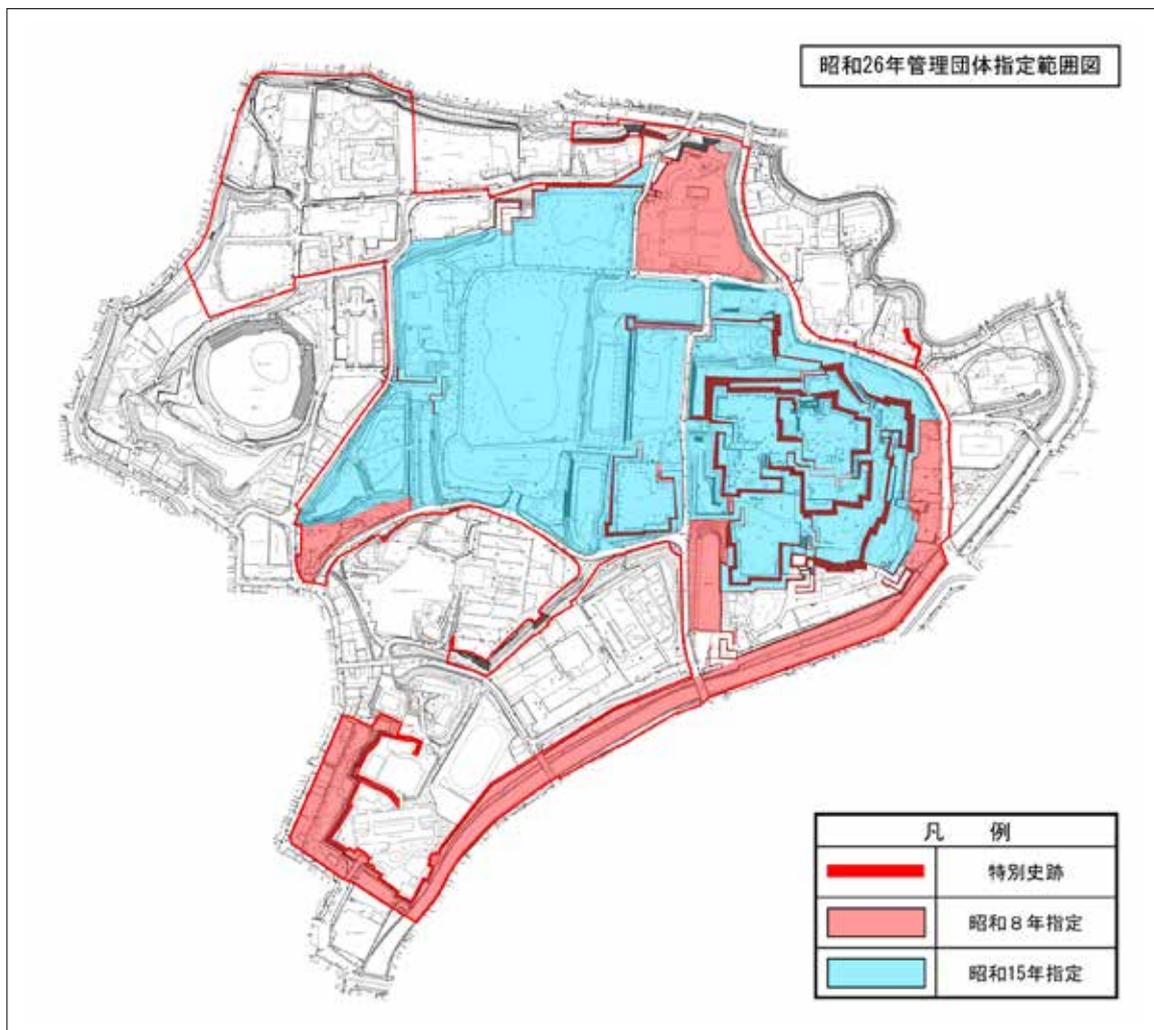


図 12 昭和 26 年管理団体指定範囲図

(2) 昭和 40 年 (1965) 指定

◎文化財保護委員会告示第 46 号 (官報 昭和 40 年 6 月 22 日 第 11556 号)

文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 95 条第 1 項の規定により、特別史跡熊本城跡のうち、左表に掲げる地域を管理すべき地方公共団体として熊本県熊本市を指定する。

昭和 40 年 6 月 22 日

文化財保護委員会委員長 河原 春作

名 称	指定告示	管理団体	管理団体の管理すべき地域
熊本城跡	昭和 29 年文化財保護委員会告示第 23 号、 昭和 32 年文化財保護委員会告示第 65 号	熊本市	熊本県熊本市本丸町 1 番のうち、昭和 29 年文化財保護委員会告示第 23 号で指定した地域 同熊本市本丸町 1 番のうち、実測 6,281 坪 1065 同 二の丸町 1 番のうち、昭和 29 年文化財保護委員会告示第 23 号で指定した地域 同 二の丸町 1 番の 3、1 番の 4 のうち、昭和 29 年文化財保護委員会告示第 23 号で指定した地域 同 宮内町 1 番

※昭和 40 年以降に追加指定 (一部解除) された区域については、官報告示はされていないが、平成 29 年度現在で指定されている全域を管理団体として熊本市が管理することが適当である。

〈建造物〉

管理団体の指定

◎文化財保護委員会告示第 54 号 (官報 昭和 34 年 7 月 25 日 第 9776 号)

文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 95 条第 1 項の規定により、次に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として、熊本市を指定する。

昭和 34 年 7 月 25 日

文化財保護委員会委員長 河井 弥八

名 称	員 数	指 定 告 示	所 有 者	所在の場所
熊本城 宇土櫓 不開門 平 櫓 監物櫓 (新堀櫓) 長 堀	13 棟のうち 5 棟	昭和 8 年文部省告示 第 14 号	国 (文部省)	熊本県熊本市本丸町 および二ノ丸町

◎文化財保護委員会告示第 12 号 (官報 昭和 37 年 3 月 31 日 第 10582 号)

文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 95 条第 1 項の規定により、次に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として、熊本県熊本市を指定する。

昭和 37 年 3 月 31 日

文化財保護委員会委員長 河原 春作

名 称	員 数	指 定 告 示	所 有 者	所在の場所
熊本城 源之進櫓 四間櫓 十四間櫓 七間櫓 田子櫓 東十八間櫓 北十八間櫓 五間櫓	13 棟のうち 8 棟	文部省告示第 14 号	国 (文部省所管)	熊本県熊本市本丸町

### 3 土地の所有・利用状況

熊本城の旧城域はほとんどの土地が廃藩置県の後、鎮西鎮台（のちの熊本鎮台、第六師団）の管轄を経て戦前まで軍の管轄下に置かれた。

戦後、軍の管轄下にあったほとんどの土地が大蔵省（現財務省）の所管となり、兵舎等の建物が解体撤去され、本丸・二の丸地区を中心に大半が熊本城公園として整備された。

そのほか国立熊本病院（現独立行政法人国立病院機構熊本医療センター、以下「熊本医療センター」とする。）の拡充整備や熊本家庭裁判所の設置、昭和33年（1958）に古城地区の大半が連合軍から返還された後に国の熊本地方合同庁舎、熊本県立第一高等学校（以下「第一高校」とする。）が設置され、昭和35年（1960）の熊本国体開催に伴い県営熊本城プールや藤崎台県営野球場が設置されている。その後も熊本県立美術館（以下「県立美術館」とする。）、熊本博物館の設置や旧細川刑部邸の移築復原など広大な公共用地として公共施設が設置され、利活用が図られている。また、三の丸地区・千葉城地区・古城地区の城域周辺部に当たる箇所は民間に払下げられ商店や個人住宅が立ち並び、新町地区は商業地域として都市計画決定されたことから、明治期から残る商店や個人住宅が残る一方、高層住宅の建設などが進み商業地として市街地の再開発も進んでいる。

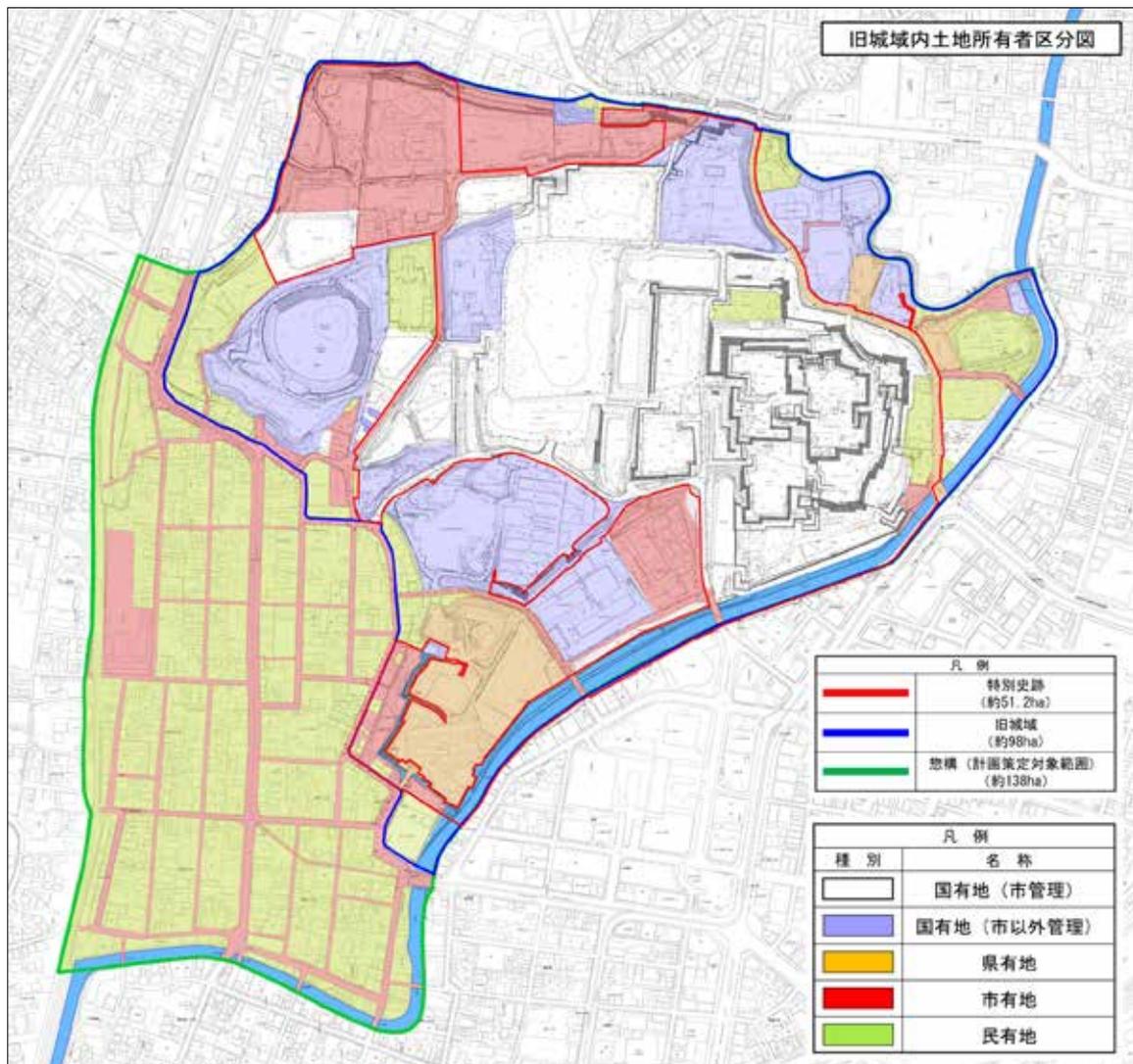


図13 旧城域内土地所有者区分図

### 第3節 特別史跡熊本城跡の現況

#### 1 歴史的調査(発掘調査の成果)

熊本城跡における発掘調査は、報告されているものとしては昭和35年(1960)に実施された藤崎台県営野球場建設に伴う部分的な遺構確認調査が一番古いものである。そのほかにも昭和30年代には大小天守や櫓の再建、熊本地方合同庁舎、第一高校、県営熊本城プール等の施設が旧城域内に建設されたが、本格的な発掘調査は実施されていない。

昭和43年(1968)に熊本県立第二高等学校(以下「第二高校」とする。)が現在の二の丸公園から移転したのを契機に50年代初めにかけて二の丸・三の丸の整備が重点的に行われた。その中で熊本博物館・県立美術館の建設・整備に伴う発掘調査が実施され、国・県施設分は県教育委員会、そのほかについては市教育委員会が調査を行うようになった。

昭和57年(1982)に「特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書」が刊行され、以降は本書に則した形で整備・復元が行われるようになる。整備・復元に先立って発掘調査を行うことも定例化し、昭和58年(1983)の数寄屋丸復元整備、平成元年(1989)からの西出丸整備、それ以降の飯田丸復元整備、本丸御殿復元整備等に伴う本格的な発掘調査が行われている。また、石垣整備でも発掘を伴う事前調査が定例化している。なお、このような事前調査は、熊本地震からの復旧においても同様に実施している。

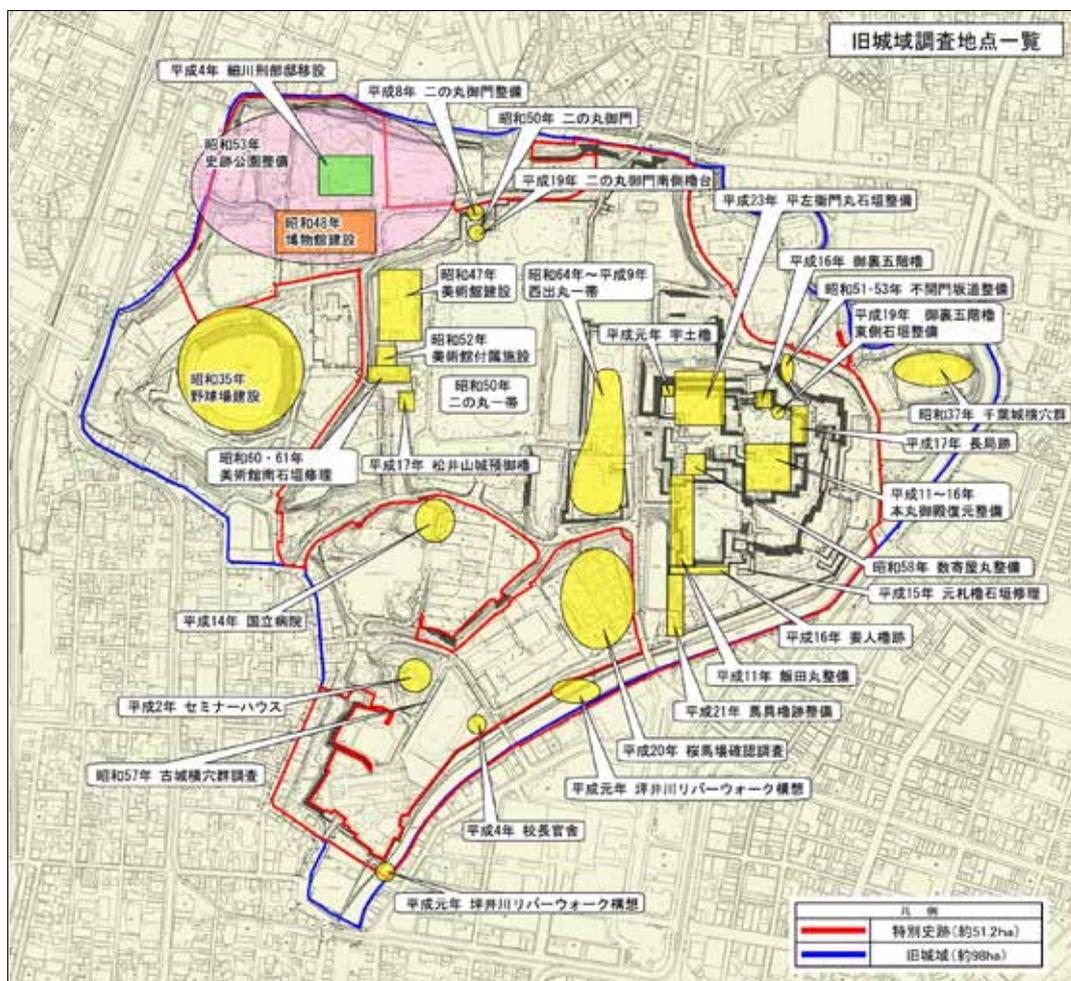


図14 旧城域調査地点一覧

## 2 城郭遺構の現況

### (1) 重要文化財建造物

熊本城には、櫓 11 棟、櫓門 1 棟及び長堀の計 13 棟の国の重要文化財が存在する。このうち、櫓 1 棟が二の丸地区にあることを除き、そのほかは本丸地区に存在する。

熊本地震以前は、櫓の中で最大規模の宇土櫓については内部を一般に公開していたが、それ以外の櫓については内部の公開は行っていなかった。不開門については、そばに料金所を設け、来園者の通行が可能であった。

長堀については、昭和 8 年（1933）より建造物指定（当時は国宝として指定）を受けているが、平成 3 年（1991）の台風 19 号により倒壊、平成 4 年（1992）に復旧工事を実施したが、熊本地震によりほぼ全体が毀損し、東側が倒壊した。

下記が、重要文化財建造物の概要である。

名 称	創建年代	構造形式	規 模 (㎡)	備 考
宇土櫓	慶長期	木造五階、本瓦葺	916.21	本丸地区
田子櫓	〃	木造単層、本瓦葺	49.96	〃
七間櫓	〃	木造単層、本瓦葺	66.99	〃
十四間櫓	〃	木造単層、本瓦葺	162.11	〃
四間櫓	〃	木造単層、本瓦葺	46.49	〃
源之進櫓	〃	木造単層、本瓦葺	108.40	〃
東十八間櫓	〃	木造単層、本瓦葺	234.70	〃
北十八間櫓	〃	木造単層、本瓦葺	144.37	〃
五間櫓	〃	木造単層、本瓦葺	35.37	〃
不開門	〃	木造櫓門、本瓦葺	39.01	〃
平 櫓	〃	木造単層、本瓦葺	111.17	〃
監物櫓（新堀櫓）	〃	木造単層、本瓦葺	140.33	二の丸地区
長 堀	〃	木造土堀、棧瓦葺	242.44	本丸地区

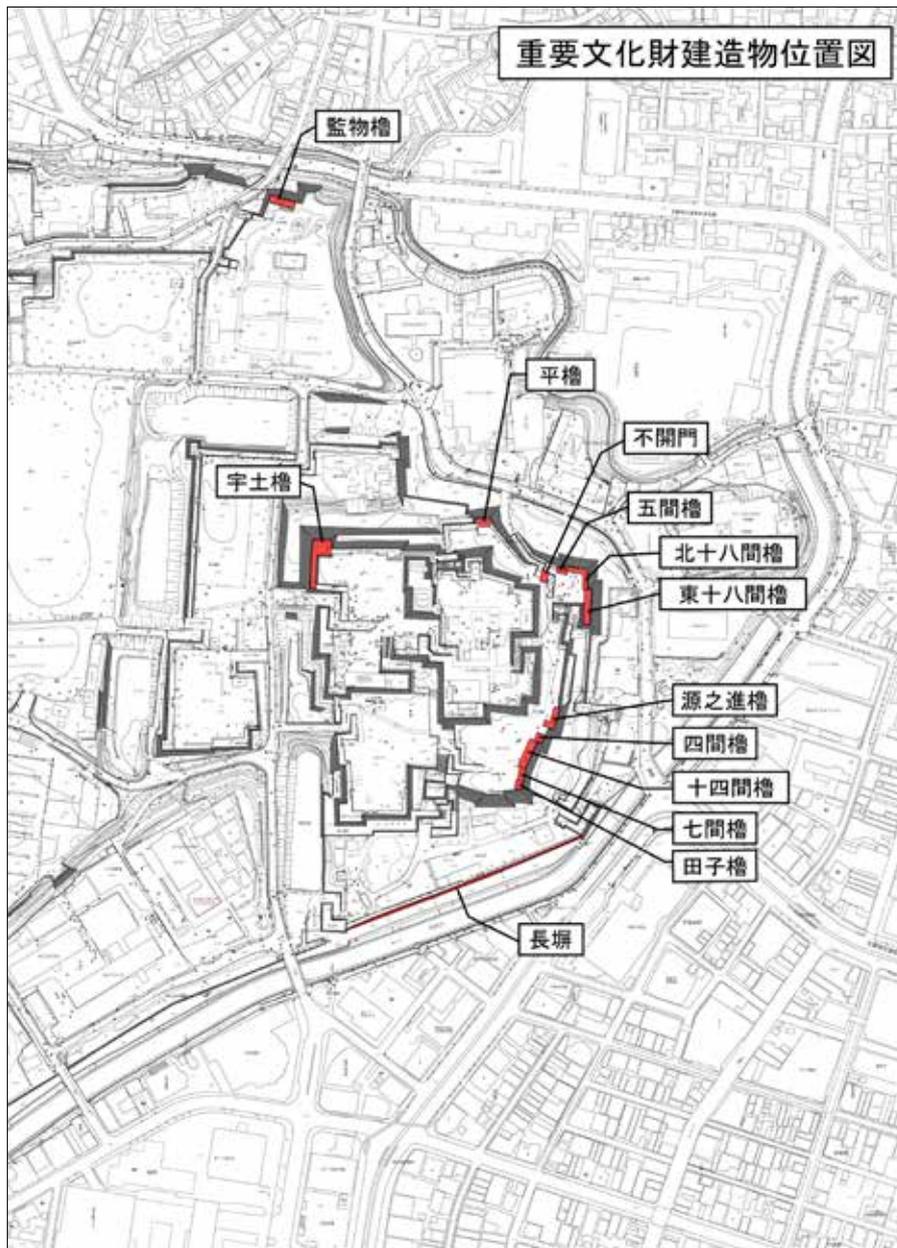


図 15 重要文化財建造物位置図

(2) 石垣の概要

地区名	箇所数	面積 (㎡)
本丸	623	55,636.62
二の丸	96	7,728.09
古城	97	8,560.72
三の丸	141	6,644.16
千葉城	10	230.95
合計	967	78,800.54



図 16 石垣配置図 全体図

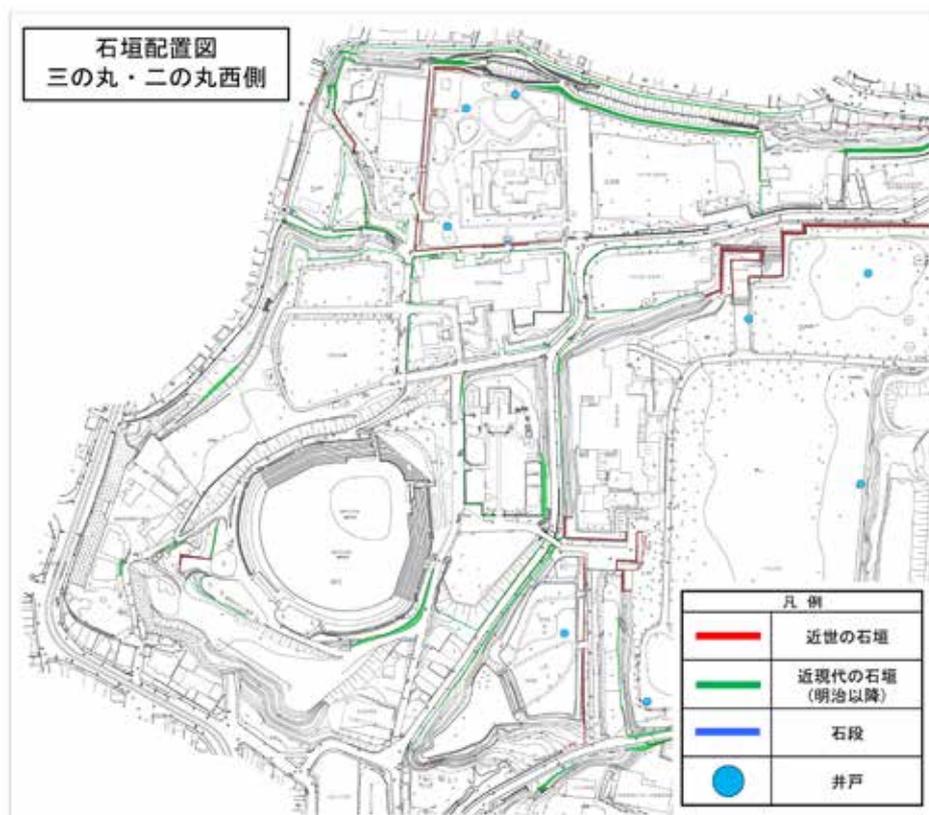


図 17 石垣配置図 (三の丸・二の丸西側)

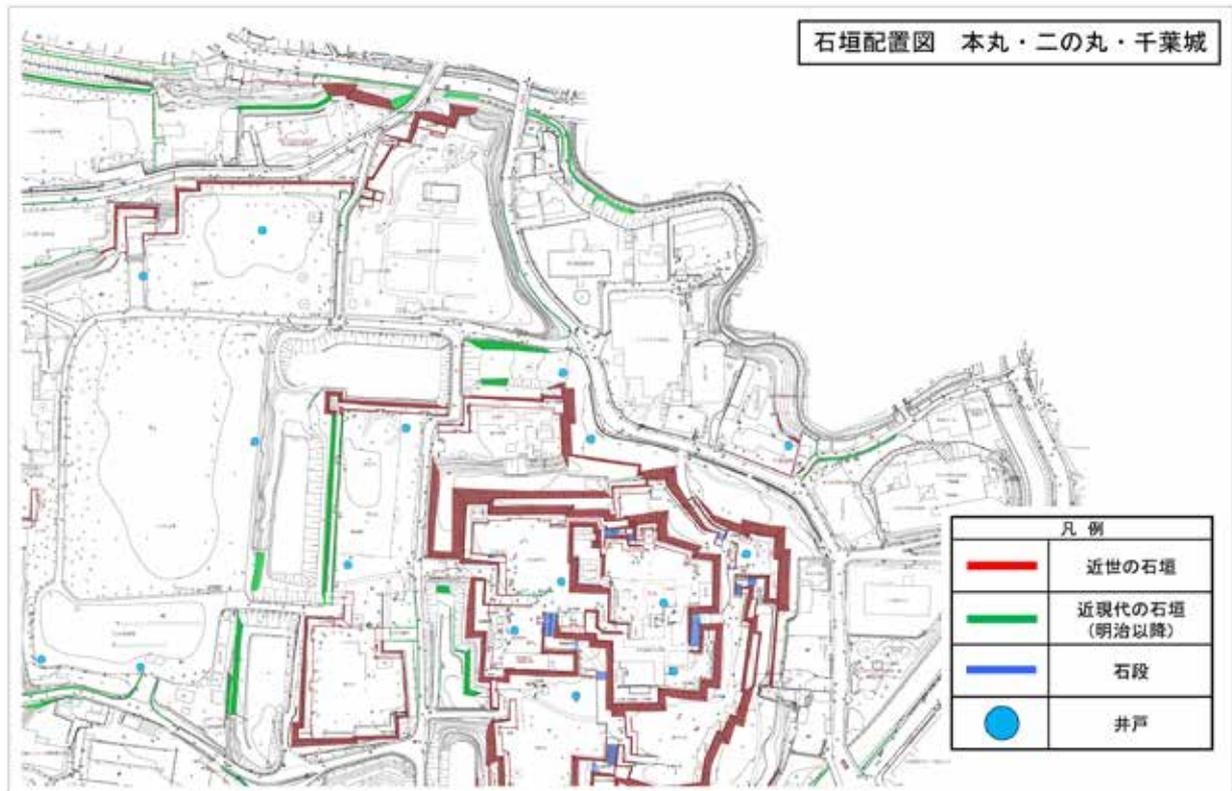


図 18 石垣配置図 (本丸・二の丸・千葉城)



図 19 石垣配置図 (本丸南側・古城地区)

### 3 植生状況

#### 熊本城樹木本数等調査（平成24・25年度調査）

##### 〔高木〕

樹種	本丸地区		二の丸地区		三の丸地区		古城地区		千葉城地区		合計	
	樹種別数量(本)											
サクラ	385	本	176	本	202	本	115	本	9	本	887	本
クスノキ	194	本	118	本	172	本	34	本	7	本	525	本
ムク・エノキ	131	本	242	本	167	本	31	本	11	本	582	本
ケヤキ	15	本	101	本	59	本	14	本	3	本	192	本
モチノキ	4	本	69	本	28	本	1	本	1	本	103	本
カン	14	本	26	本	146	本	0	本	3	本	189	本
イチヨウ	9	本	25	本	19	本	27	本	1	本	81	本
マキ	6	本	7	本	32	本	16	本	3	本	64	本
ナナミノキ	17	本	25	本	13	本	9	本	1	本	65	本
その他	74	本	166	本	399	本	93	本	7	本	739	本
計	849	本	955	本	1,237	本	340	本	46	本	3,427	本

##### 〔中木〕

樹種	本丸地区		二の丸地区		三の丸地区		古城地区		千葉城地区		合計	
	樹種別数量(本)											
ツバキ	287	本	154	本	226	本	24	本	27	本	718	本
サザンカ	73	本	22	本	31	本	33	本	2	本	161	本
ウメ	145	本	6	本	124	本	0	本	2	本	277	本
モミジ	21	本	7	本	120	本	14	本	7	本	169	本
モクセイ	16	本	17	本	71	本	18	本	1	本	123	本
マツ	15	本	1	本	48	本	0	本	0	本	64	本
アオキ	0	本	4	本	171	本	1	本	0	本	176	本
サカキ	0	本	3	本	46	本	0	本	1	本	50	本
マサキ	0	本	4	本	57	本	1	本	1	本	63	本
その他	10	本	64	本	254	本	101	本	10	本	439	本
計	567	本	282	本	1,148	本	192	本	51	本	2,240	本

##### 〔低木〕

樹種	本丸地区		二の丸地区		三の丸地区		古城地区		千葉城地区		合計	
	樹種別数量(m <sup>2</sup> ・本)											
ツツジ	114.8	m <sup>2</sup>	283.0	m <sup>2</sup>	1,188.1	m <sup>2</sup>	390.2	m <sup>2</sup>	478.8	m <sup>2</sup>	2,455	m <sup>2</sup>
その他	466.8	m <sup>2</sup>	195.0	m <sup>2</sup>	1,049.6	m <sup>2</sup>	89.4	m <sup>2</sup>	69.2	m <sup>2</sup>	1,870	m <sup>2</sup>
その他	7.0	本	229.0	本	123.0	本	96.0	本	212.0	本	667	本

##### 〔生垣〕

樹種	本丸地区		二の丸地区		三の丸地区		古城地区		千葉城地区		合計	
	樹種別数量(m)											
生垣	941.4	m	1,008.0	m	685.1	m	146.7	m	89.8	m	2,871	m

※平成26年3月31日現在

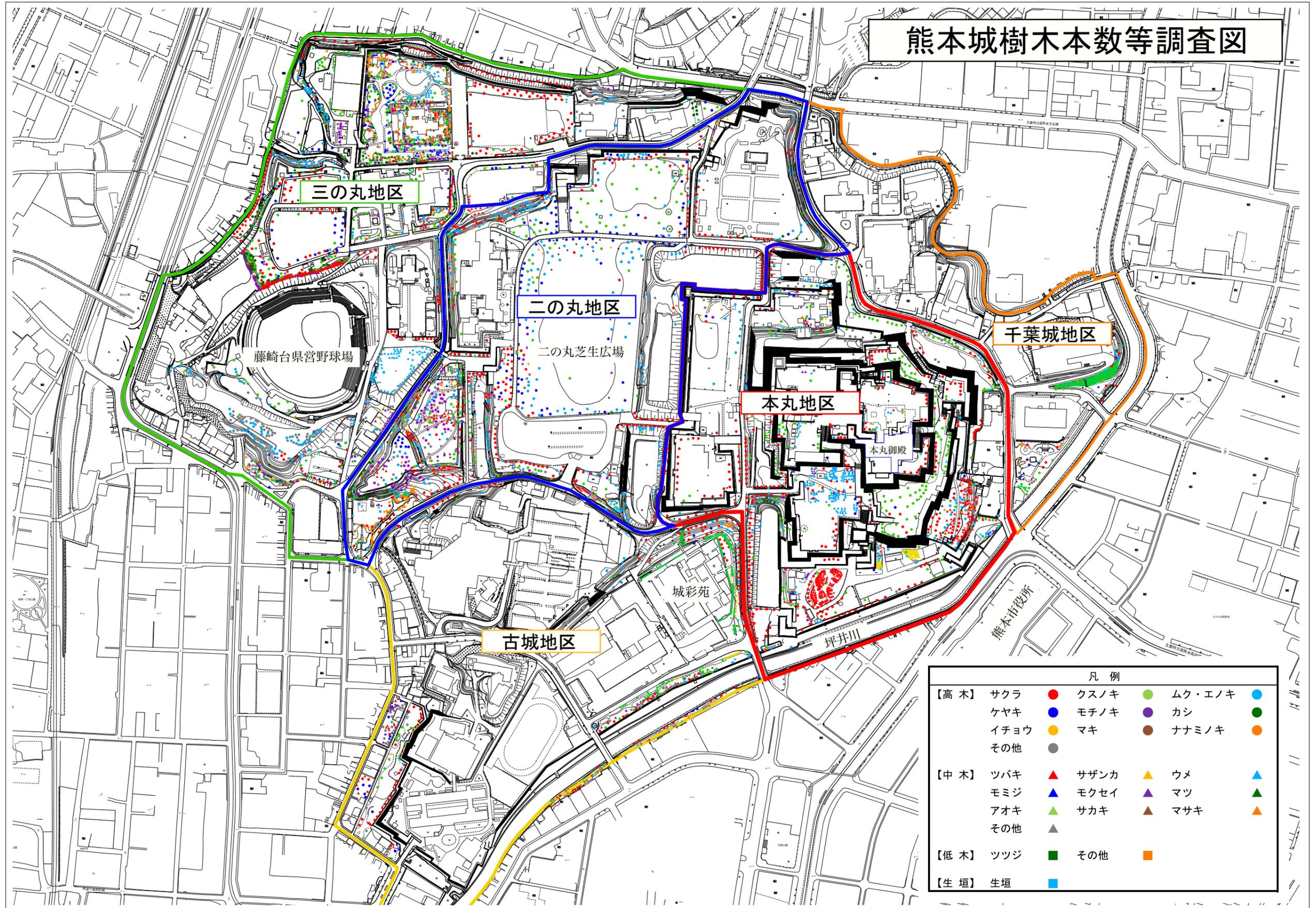


図 20 熊本城樹木本数等調査図

## 4 周辺の社会環境

### (1) 都市計画

熊本城周辺の都市計画区域の状況は下図（図 21）のとおりである。

用途地域の区分は、旧城域のほぼ全域が第 2 種住居地域であり、城下町である新町地区を中心として商業地域がある。

また、千葉城地区が防火地域、古城・三の丸南側・新町地区は準防火地域となっている。

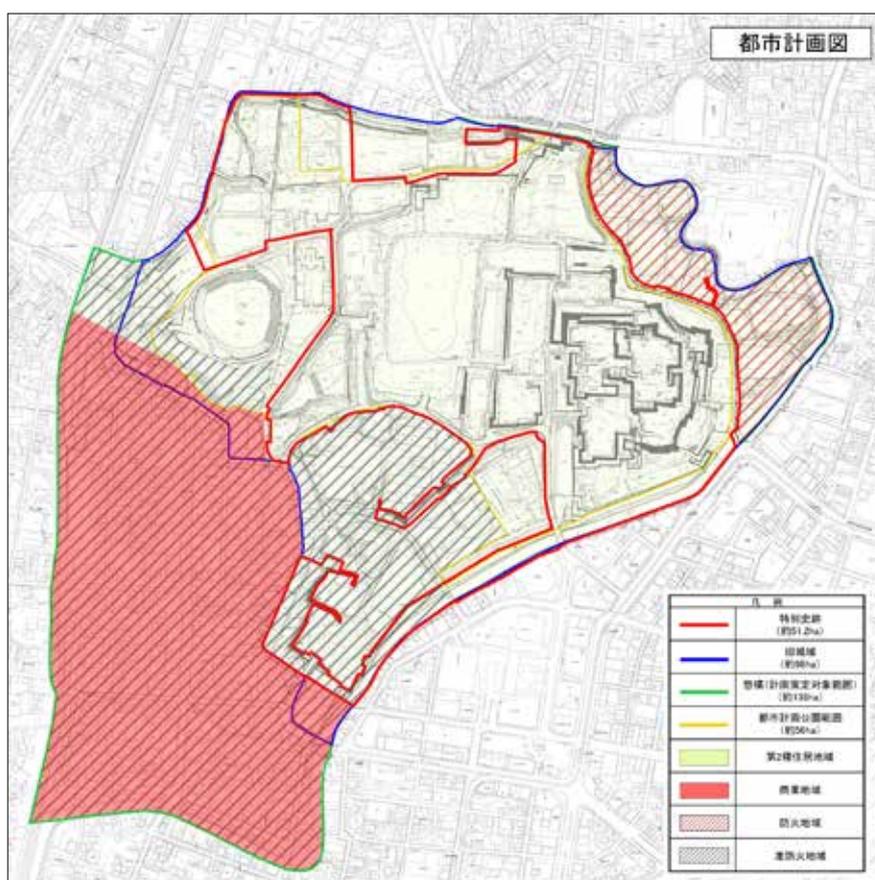


図 21 都市計画図（平成 30 年 3 月 31 日現在）

地域区分	概要
第 2 種住居地域	住居環境を保護するための地域。幅広い用途の建築物可。
商業地域	商業等の業務の利便の増進を図る地域。工場建設や危険物の使用に制限があるほかはほとんど全ての商業施設の建設可。
防火地域	市街地における火災の危険性を防除するため定める地域。
準防火地域	市街地における火災の危険性を防除するため定める地域。防火地域より規制が緩やか。

## (2) 景観

熊本城周辺の景観については、平成 22 年 (2010) に定められた「熊本市景観計画」に基づき、良好な景観形成が進められている。旧城域全域を熊本城特別地区、新町地区全域を一般地区と定め (図 22)、下記表のような景観形成基準が定められている。

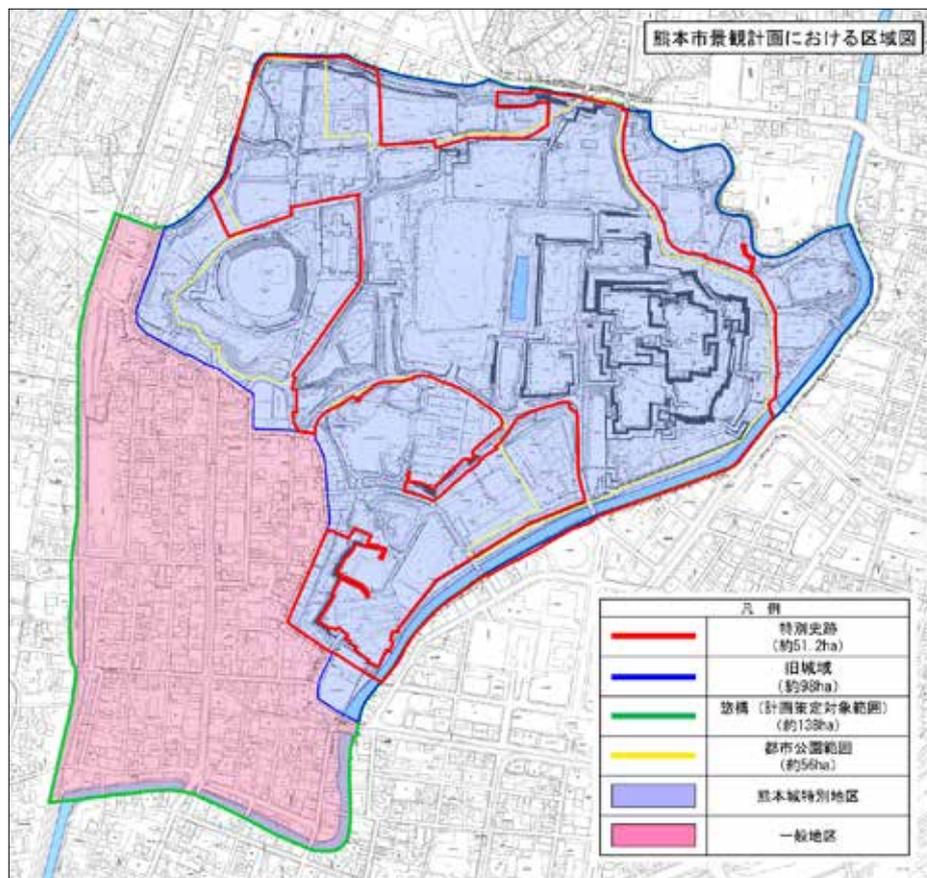


図 22 熊本市景観計画における区域図

景観形成方針		①市街地から熊本城への眺望の確保 ②熊本城から遠景の阿蘇、近景の市街地の眺望の確保 ③市街地と熊本城との間のゆとりある眺望の保全	
景観形成基準	地区名	熊本城特別地区 (旧城域)	一般地区 (新町地区)
	共通	◎意匠：周辺との統一性への配慮 ◎色彩：マンセル値の指定	
	建物の高さ	海拔 50m まで (本丸石垣の高さまで)	海拔 55m まで
	広告	屋上広告は掲出しない 高彩度色を避ける 照明は、夜間景観に配慮する	屋上広告は海拔 55m まで 突出広告は避ける

### (3) 緑化

熊本城周辺の緑化については、平成 17 年(2005)に定められた「熊本市緑の基本計画」によって緑化の推進を重点的に図るべき地域として挙げられており、森の都をアピールするための熊本市の緑化推進のモデルとして形成していくとしている。

熊本城周辺の中でも、旧城域と新町地区で地区分けを行い(図 23)、それぞれ緑化の方針や手法を設け、緑化の推進を行っていく。

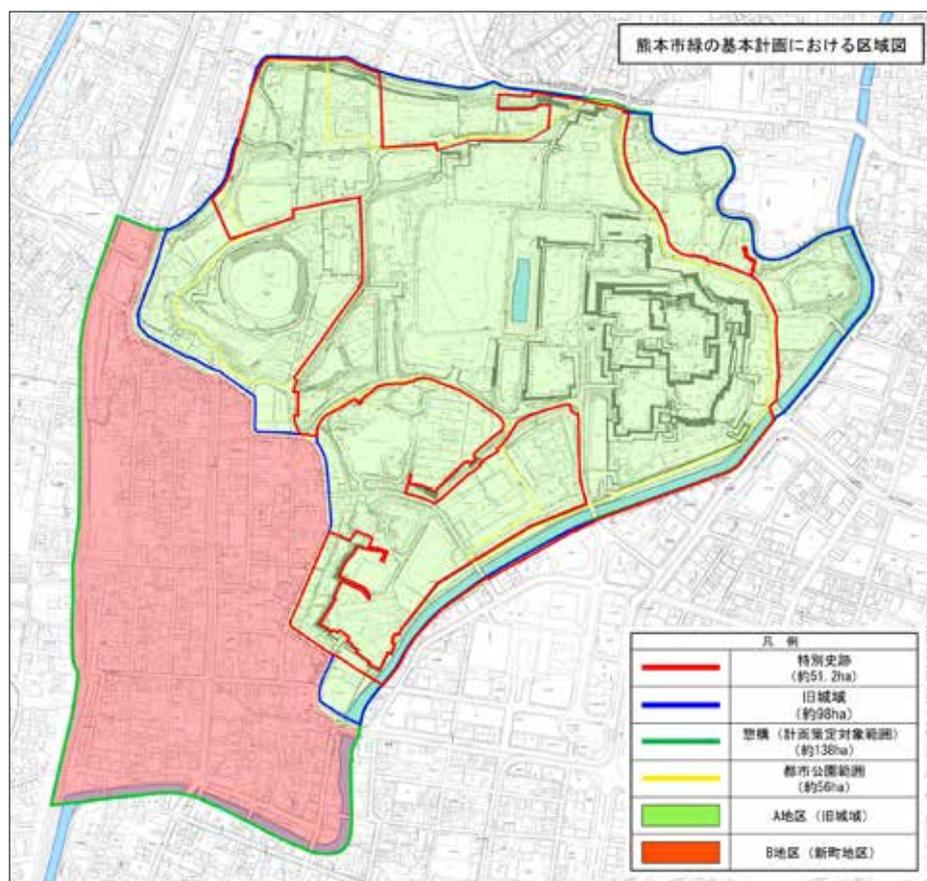


図 23 熊本市緑の基本計画における区域図

	A 地区 (旧城域)	B 地区 (新町地区)
緑化の方針	熊本城の緑の保全と復元計画をふまえた緑づくり	住商混交の市街地で緑の町並みづくり
緑化の手法	①熊本城公園における既存樹木の保全・育成、復元時における熊本城の文化財と調和した緑化の充実 ②熊本城の景観に配慮した緑の総量増加 ③熊本城と呼応しあうようなシンボル性のある緑化	①熊本城の景観に配慮した緑の総量増加 ②熊本城と市街地との間の眺望を勘案した緑化の推進

## 第4節 特別史跡熊本城跡の本質的価値

### 1 指定理由

◎文部省告示第59号（官報 昭和8年2月28日 第1847号）  
元茶白山と稱せし丘陵を中心とし舊千葉城址及古城の地域に亘り加藤清正慶長六年より同十二年に至るまで凡そ七年を費やして築きたる名城なり  
後細川氏此の地に移封せられ多少改修せるところありしが明治十年西南の役陸軍少将谷干城之を死守し櫓樓多々焚毀したるも猶宇土櫓をはじめ十二の舊城門倉庫等今日に存せるあり石垣及城壕等多く舊規を保てり

◎文化財保護委員会告示第66号（官報 昭和30年12月29日 第8700号）  
南方に向って挺出した丘陵の広い尖端部とその裾を占めた平山城である。もと茶白山と称した高所を中心とし、旧千葉城跡及び古城の地域等に亘り、加藤清正が慶長6年から同12年に至るまで凡そ7年を費して築いた名城で、後ち細川氏この地に移封せられ、多少改修を施した。明治10年西南の役陸軍少将谷干城これを死守し、天守閣等櫓樓多く焼失したが、なお宇土櫓をはじめ城門、櫓等よく遺存し、石垣及び堀等もまたよく旧觀を保ち、近世における城郭の典型として価値が極めて高い。

指定当初から80年以上、特別史跡指定から60年以上が経過し、昭和35年（1960）の大小天守の外観復元以降、歴史的建造物の復元や石垣の保存修理・復元整備が行われるとともに、史跡整備等に伴う遺構確認調査を実施してきた。また、資料の調査・研究も進んでおり、指定当時からの史跡を取り巻く状況の変化や新たな知見もある。

ここで改めて、特別史跡熊本城跡の本質的価値を示す熊本城の特徴を再整理する。

### 2 熊本城の特徴

熊本城が存在する茶白山一帯は熊本平野を見下ろす丘陵地である。このため、中世の頃から戦略上の要地と見なされ、北東丘陵に千葉城、次いで南西丘陵に古城が築かれ、近世に入ると丘陵地の最高所に現在の熊本城が築かれた。加藤清正によって築かれたこの城は幕末まで存続し、石垣や堀、建造物が良く旧状を残している。また、史跡整備等に伴う遺構確認調査では、豊富に残る熊本城関係の古文書や絵図、古写真等の史料を裏付ける地下遺構が確認されている。

#### (1) 歴史

熊本城の歴史は、文献によれば南北朝時代の藤崎台周辺に始まるとされるが、遺構は判然としていない。15世紀後半になると、茶白山丘陵につながる東端あたりに出田秀信が城を構えたとされる（隈本城、後に千葉城と呼ばれる）。当時この場所と西の茶白山本体との間には玉川が流れており（現県道四方寄熊本線沿い）、北から東にかけては坪井川が台地を侵食して形成した急崖で、天然の要害となっていた。この場所は現在の千葉城町で、高台となっている旧

NHK 熊本放送局の場所が本丸であり、その西下が二の丸(現県立美術館分館)、南下が三の丸(旧日本たばこ産業〔JT〕熊本支店)であったといわれる。

出田氏に代わって千葉城に入ったのが鹿子木氏である。しかし、城が手狭であったことから、茶臼山の西南部に突出した丘陵末端部(現古城町)に築城して移った。ここは加藤清正が築城(新城)した後、古城と呼ばれるようになった場所である。鹿子木氏が移った後の千葉城のことは明確ではないが、江戸初期には宮本武蔵の居宅や藩の焰硝蔵等が置かれるなど武家屋敷地として幕末まで存続した。

その後、古城には鹿子木氏に代わって城親冬が入り、豊臣秀吉の九州平定後には佐々成政と代わり、そして天正 16 年(1588)に加藤清正が肥後半国(北半分)の領主となって城に入った。この頃の九州・肥後(熊本)の統治政策は、豊臣秀吉の唐入り構想の軍事態勢の一端として、本城のほかに存続させる城郭は秀吉が具体的に指示するなど秀吉の強力な意思と統率力によって推進されており、秀吉の意向を強く反映した体制が形成されていく時期であった。

現在の熊本城は、文禄元年(1592)から慶長 3 年(1598)の文禄・慶長の役から帰国した清正が、慶長 4(1599)年に茶臼山丘陵一帯に新城の築城を開始し、慶長 12(1607)年に完成したといわれる(この時「隈本」から「熊本」へ改称)。清正による新城築城は、豊臣政権から徳川政権への移行期に行われたものであり、秀吉逝去後の国内動乱の予兆がある中、慶長 20 年(1615)の一国一城令や武家諸法度が制定される頃までは、各大名が城の拡充など独自に整備を行っていた。慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦いの論功行賞により肥後一国(54 万石)の大大名となった清正も、敵対する薩摩の島津氏や球磨郡の相良氏への備えを念頭に置いた整備を行ったものと思われる。

その後、寛永 9 年(1632)に加藤家が改易された後入国した細川家は、初代熊本藩主忠利及びその子光尚の時に熊本城の外郭部分の整備を進め、正保元年(1644)までに城郭の全体像を完成させた。以後幕末まで城の維持管理を行った。

明治維新後、明治 4 年(1871)の廃藩置県により藩主や家老等の屋敷が城外に移転することになり、広大な空地となった城内に鎮西鎮台(のちの熊本鎮台、第六師団)が設置され、ほぼ全域が軍の管理となった。このとき老朽化や戦略上の障害を理由として多くの建造物や石垣等が軍により解体、撤去されている。

明治 10 年(1877)の西南戦争の際に城の中核施設であった大小天守、本丸御殿等が焼失した。さらに明治 21 年(1888)に熊本鎮台を母体として編成された第六師団の司令部が本丸に置かれ、また、二の丸・三の丸には多くの兵舎や倉庫群が設置された。

昭和 8 年(1933)に旧状を残す石垣や堀が史跡に、西南戦争等の災禍を免れて残った建造物が国宝に指定(昭和 25 年〔1950〕史跡・重要文化財に指定、その後昭和 30 年〔1955〕に特別史跡に指定)され、その高い文化財的価値・歴史的価値が示された。また、昭和 25 年(1950)以降には熊本市による公園整備が進められるとともに、大小天守等の建造物の再建や復元、保存修理等が行われ、現在では熊本市・熊本県のシンボルとして広く市民・県民に親しまれている。

## (2) 縄張り（城郭構造）としての特色

城の構造は各郭と本丸と西出丸を区分する空堀・西出丸と二の丸を区分する空堀、また、内堀に見立てた坪井川・外堀に見立てた井芹川・白川で構成されており、茶白山の侵食谷など自然地形も取り込んだ縄張りの優秀性は高く、典型的な近世城郭であるとともに、その到達点として高い歴史的価値を持つ。

築城当初からの石垣・堀・城道で区画された土地の形状がほぼそのまま残っており、天守台を最上位として平左衛門丸・数寄屋丸・東竹の丸・飯田丸・竹の丸・西出丸と階層的な構造も往時のまま残る。また、不開門・東櫓門・須戸口門・山崎口門・西櫓門・頬当御門等本丸を囲む枡形、さらに数寄屋丸櫓門・耕作櫓門・闇り御門・四辻門で構成される本丸の中核部まで続く枡形、北大手門・西大手門・南大手門で構成される西出丸の枡形、新堀櫓門・埋門・二の丸御門・一丁目門で構成される二の丸の枡形がそれを構成する門等とともに良く旧状を留めている。また、三丁目門・高麗門で構成される惣構の枡形など連続する枡形も絵図や古写真で確認することができる。

## (3) 石垣

慶長9年（1604）以降、加藤家は徳川家の城郭普請の「御手伝い普請」（天下普請）を数多く手がけている。特に慶長15年（1610）の名古屋城天守台、元和8年（1622）の江戸城天守台、寛永元年（1624）の大坂城天守台というように、天守台建造の役回りが顕著で、加藤家の石垣技術が高く評価され、信頼されていたことがうかがい知れる。このことは、荻生徂徠の『鈴録（けんろく）』<sup>※1</sup>や松浦清の随筆集『甲子夜話（かつしやわ）』<sup>※2</sup>にいわゆる清正流の石垣の特徴・威容が描かれており、江戸時代から名を馳せていたことからわかる。

また、築城当初の石垣から良好に残っており、天正末期に古城に築かれた「野面積み」に始まり、文禄・慶長の頃に加藤清正が構築した大小天守周辺の「打込はぎ」、細川忠利の入府以後の「切込はぎ」など多様な石垣構築技術の変遷を知る上でも貴重である。

※1 荻生徂徠『鈴録（けんろく）』（享保12年（1727））

「石垣ハ加藤清正ノ一流アリ、彼ノ家ノ士ニ飯田覚兵衛、三宅角左衛門ヲ両カクトシテ石垣ノ名人ト云イイシモノナリ。石垣ヲ築クニハ、幕ヲ張テ、一円ニ外人ニ見セズト云。今ハ町人ノワザトナリ、武士ハ皆其術ヲ不知。清正ノ築ケルハ大坂・尾州・肥後の熊本ナリ」と記されている。

※2 松浦清（肥前国平戸藩第9代藩主、号・静山）『甲子夜話』（19世紀前半）

「加藤清正ハ石垣ノ上手ニテ、隈本城ノ石垣ヲ見タルニ、高ケレ共コバイナダラカニシテ、ノボルヘク見ユルママ、石垣ノウエ頭上ニ覆ガヘリテ空見エズ」と記されている。

## (4) 重要文化財建造物

慶長から寛永期にかけて創建された建造物は、正保元年（1644）に幕府が諸藩に城絵図の提出を命じて以降、原則固定化されることになり、幕末や明治初期に描かれた絵図等からは、

大小天守等の櫓 49、櫓門 18、城門 29 が存在していたことが確認できる。これらの建造物は、地震や風水害のたびに修復が行われ幕末まで存続した。現存している不開門等の建造物も幕末に再建されていることが棟札によって確認できる。しかし、廃藩置県後の鎮西鎮台の設置により熊本城のほぼ全域が軍の管理下に置かれたことから大半の建造物が解体され、また、明治 10 年（1877）の西南戦争時には大小天守等本丸中枢の多くの建造物が焼失した。

昭和元年（1926）に熊本城址保存会が発足し保存運動の成果として昭和 2 年（1927）に宇土櫓の解体修理が行われた。この宇土櫓を含む東十八間櫓・不開門・長堀等 13 棟の建造物全てが昭和 8 年（1933）に国宝に指定（昭和 25 年〔1950〕に国の重要文化財に指定）され、現在まで保存修理等の措置が講じられてきた。特に宇土櫓は、三重五階地下一階の櫓で熊本城では大小天守を除いて最大の櫓である。近世初期に建造された現存天守と比較しても最古級に属する貴重な建築遺構と評価される建造物であるとともに、姫路城・松本城・松江城・伊予松山城に次いで 5 番目の高さ（約 19 m）があり、破風やむくりは他の櫓と同様であるが、最上階に外廻縁を持ち、大小天守とともに熊本城のシンボルとなっている。